



鳥取県公報

令和6年4月23日（火）
第9590号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|---------------|---|
| ◇ 告 示 | 鳥取県立県民文化会館の利用料金（281）（文化政策課）・・・・・・・・・・ 2 |
| | 鳥取県立童謡館の利用料金（282）（〃）・・・・・・・・・・ 12 |
| | 鳥取県立米子コンベンションセンターの利用料金（283）（〃）・・・・・・・・・・ 13 |
| | 鳥取県立倉吉未来中心の利用料金（284）（〃）・・・・・・・・・・ 24 |
| | 特定計量器の定期検査の実施（285）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・ 34 |
| | 保安林の指定（2件）（286・287）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 34 |
| | 保安林の指定の解除予定（2件）（288・289）（〃）・・・・・・・・・・ 35 |
| | 物品売払代金の徴収事務の委託（290）（農業試験場）・・・・・・・・・・ 35 |
| | 土地改良区の役員の就退任（291）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 36 |
| | 手数料の収納事務の委託（292）（警察本部運転免許課）・・・・・・・・・・ 36 |
| ◇ 海区漁調 委告示 | すくい網漁業の操業に関する指示（2）・・・・・・・・・・ 37 |
| ◇ 公 告 | 狩猟免許試験の実施（自然共生課）・・・・・・・・・・ 38 |
| | 狩猟免許の更新に係る適正試験の実施（〃）・・・・・・・・・・ 39 |
| | 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・ 41 |
| | 猟銃安全指導委員の委嘱（〃）・・・・・・・・・・ 41 |

告 示

鳥取県告示第281号

鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例（平成5年鳥取県条例第2号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立県民文化会館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年鳥取県告示第621号（鳥取県立県民文化会館の利用料金について）は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料

ア 梨花ホール利用料（イの場合を除く。）

| 区分 | 入場料等の最高金額 | 午 前 | 午 後 | 夜 間 | 全 日 |
|----|------------------|----------------|------------------|-------------------------|-------------------------|
| | | 午前9時から 正午まで | 午後1時から 午後5時まで | 午後6時から 午後9時30分 まで | 午前9時から 午後9時30分 まで |
| 平日 | 1,000円以下 | 34,150円 | 68,300円 | 74,700円 | 162,970円 |
| | 1,001円以上3,000円以下 | 44,390円 | 88,790円 | 97,110円 | 211,860円 |
| | 3,001円以上5,000円以下 | 54,640円 | 109,280円 | 119,530円 | 260,770円 |
| | 5,001円以上 | 68,300円 | 136,610円 | 149,410円 | 325,970円 |
| 休日 | 1,000円以下 | 40,980円 | 81,960円 | 89,640円 | 195,570円 |
| | 1,001円以上3,000円以下 | 53,270円 | 106,550円 | 116,540円 | 254,250円 |
| | 3,001円以上5,000円以下 | 65,570円 | 131,140円 | 143,430円 | 312,920円 |
| | 5,001円以上 | 81,960円 | 163,930円 | 179,290円 | 391,160円 |

備考

- 1 この表において「入場料等」とは、入場料、会費、受験料、受講料、参加料その他名称のいかんを問わず入場者から入場の対価として徴収されるもの及び施設を利用して行われる催し、会議等を映像、音声等により配信する場合において当該映像、音声等を視聴する者からその対価として徴収されるものをいう。
- 2 この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- 3 午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の額の10分の9の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）を徴収する。
- 4 1階席部分のみを利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の5分の4の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。

イ 梨花ホール利用料（4月及び5月において、専らピアノ練習のために利用する場合に限る。）

| 午 前 | 午 後 |
|------------|--------------|
| 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで |
| 8,530円 | 17,070円 |

ウ 小ホール利用料

| 区分 | 入場料等の最高金額 | 午 前 | 午 後 | 夜 間 | 全 日 |
|----|-----------|----------------|------------------|-------------------------|-------------------------|
| | | 午前9時から 正午まで | 午後1時から 午後5時まで | 午後6時から 午後9時30分 まで | 午前9時から 午後9時30分 まで |
| | 1,000円以下 | 5,970円 | 11,940円 | 13,050円 | 28,480円 |

| | | | | | |
|----|------------------|---------|---------|---------|---------|
| 平日 | 1,001円以上3,000円以下 | 7,760円 | 15,520円 | 16,970円 | 37,030円 |
| | 3,001円以上5,000円以下 | 9,550円 | 19,100円 | 20,890円 | 45,570円 |
| | 5,001円以上 | 11,940円 | 23,880円 | 26,110円 | 56,970円 |
| 休日 | 1,000円以下 | 7,160円 | 14,330円 | 15,670円 | 34,180円 |
| | 1,001円以上3,000円以下 | 9,310円 | 18,620円 | 20,360円 | 44,420円 |
| | 3,001円以上5,000円以下 | 11,460円 | 22,920円 | 25,070円 | 54,690円 |
| | 5,001円以上 | 14,330円 | 28,660円 | 31,340円 | 68,380円 |

備考

- この表において「入場料等」とは、入場料、会費、受験料、受講料、参加料その他名称のいかんを問わず入場者から入場の対価として徴収されるもの及び施設を利用して行われる催し、会議等を映像、音声等により配信する場合において当該映像、音声等を視聴する者からその対価として徴収されるものをいう。
- この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- 午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の額の10分の9の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）を徴収する。

エ 楽屋・楽屋事務室利用料

| 区 分 | | 午 前 | 午 後 | 夜 間 | 全 日 |
|-------|-------|----------------|------------------|---------------------|---------------------|
| | | 午前9時から 正午まで | 午後1時から 午後5時まで | 午後6時から午後 9時30分まで | 午前9時から午後 9時30分まで |
| 梨花ホール | 第1楽屋 | 390円 | 800円 | 870円 | 1,890円 |
| | 第2楽屋 | 330円 | 680円 | 730円 | 1,600円 |
| | 第3楽屋 | 500円 | 1,010円 | 1,110円 | 2,410円 |
| | 第4楽屋 | 550円 | 1,110円 | 1,200円 | 2,630円 |
| | 第5楽屋 | 1,250円 | 2,510円 | 2,740円 | 5,980円 |
| | 第6楽屋 | 800円 | 1,610円 | 1,760円 | 3,830円 |
| | 第7楽屋 | 500円 | 1,010円 | 1,110円 | 2,410円 |
| | 第8楽屋 | 460円 | 930円 | 1,020円 | 2,210円 |
| | 楽屋事務室 | 250円 | 500円 | 550円 | 1,190円 |
| 小ホール | 第9楽屋 | 610円 | 1,230円 | 1,340円 | 2,920円 |
| | 第10楽屋 | 720円 | 1,440円 | 1,580円 | 3,440円 |

オ リハーサル室・練習室利用料

| 区 分 | 午 前 | 午 後 | 夜 間 | 全 日 |
|--------|----------------|------------------|-------------------------|-------------------------|
| | 午前9時から 正午まで | 午後1時から 午後5時まで | 午後6時から 午後9時30分 まで | 午前9時から 午後9時30分 まで |
| リハーサル室 | 4,920円 | 9,850円 | 10,780円 | 23,500円 |
| 第1練習室 | 570円 | 1,150円 | 1,250円 | 2,730円 |
| 第2練習室 | 700円 | 1,400円 | 1,540円 | 3,340円 |
| 第3練習室 | 1,130円 | 2,260円 | 2,460円 | 5,380円 |
| 第4練習室 | 1,530円 | 3,070円 | 3,360円 | 7,320円 |

カ フリースペース利用料

| 区 分 | 単 位 | 料 金 |
|--------|---------------|------|
| 他施設に付随 | 1日50平方メートルにつき | 100円 |

| | | |
|-------------------------|--------------------------------|------|
| (営利を目的としない場合) | (最大200平方メートル) | |
| 他施設に付随 (営利を目的とする場合) | 1日50平方メートルにつき (最大200平方メートル) | 500円 |
| 単独利用 (営利を目的としない場合のみ) | 1日50平方メートルにつき (最大200平方メートル) | 100円 |

備考

- 1 利用期間が1日未満であるとき、又は利用期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算する。
- 2 この表において「営利を目的とする場合」とは、個人又は法人その他の団体が物品の販売等の営業行為、商品説明、物品展示等により、何らかの利益を得ることを目的として利用する場合をいう。ただし、その場合であっても当該法人又は団体の内部のみを対象とする利用は非営利とする。

キ ギャラリー利用料

| 区 分 | 単 位 | 料 金 |
|------------------------------|----------------|--------|
| ホール以外他施設に付随 (営利を目的としない場合) | 1日250平方メートルにつき | 500円 |
| ホール以外他施設に付随 (営利を目的とする場合) | 1日250平方メートルにつき | 2,500円 |
| 単独利用 (営利を目的としない場合のみ) | 1日250平方メートルにつき | 500円 |

備考

- 1 利用期間が1日未満であるとき、又は利用期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算する。
- 2 この表において「営利を目的とする場合」とは、カの表備考第2号に規定する場合をいう。

ク 屋外スペース利用料

| 区 分 | 単 位 | 料 金 |
|-------------|---------------|-----|
| 営利を目的としない場合 | 1日10平方メートルにつき | 10円 |
| 営利を目的とする場合 | 1日10平方メートルにつき | 50円 |

備考

- 1 この表は、屋外における利用が可能な場所の利用について許可を受けた場合に適用する。
- 2 貸出面積に10平方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 利用期間が1日未満であるとき、又は利用期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算する。
- 4 この表において「営利を目的とする場合」とは、カの表備考第2号に規定する場合をいう。
- 5 営利を目的とする場合の利用は、館内施設の利用に付随して利用する場合に限る。

ケ イベントホール（展示室）利用料

| 区 分 | | 午 前 | 午 後 | 夜 間 | 全 日 |
|------------------|-----------------|----------------|------------------|-------------------------|-------------------------|
| | | 午前9時から 正午まで | 午後1時から 午後5時まで | 午後6時から 午後9時30分 まで | 午前9時から 午後9時30分 まで |
| イベントホール (展示室) | 営利を目的と しない場合 | 8,510円 | 11,350円 | 12,410円 | 27,420円 |
| | 営利を目的と する場合 | 17,030円 | 22,710円 | 24,850円 | 54,900円 |

備考

- 1 午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利

用料の額の10分の9の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）を徴収する。

2 この表において「営利を目的とする場合」とは、カの表備考第2号に規定する場合をいう。

コ 会議室・会議準備室利用料

| 区 分 | | 午 前 | 午 後 | 夜 間 | 全 日 |
|-------|-----|----------------|------------------|-------------------------|-------------------------|
| | | 午前9時から 正午まで | 午後1時から 午後5時まで | 午後6時から 午後9時30分 まで | 午前9時から 午後9時30分 まで |
| 第1会議室 | 非営利 | 13,360円 | 17,820円 | 15,590円 | 46,770円 |
| | 営利 | 26,720円 | 35,640円 | 31,180円 | 93,540円 |
| 第2会議室 | 非営利 | 6,500円 | 8,660円 | 7,580円 | 22,740円 |
| | 営利 | 13,000円 | 17,320円 | 15,160円 | 45,480円 |
| 第3会議室 | 非営利 | 6,830円 | 9,110円 | 7,970円 | 23,910円 |
| | 営利 | 13,660円 | 18,220円 | 15,940円 | 47,820円 |
| 第4会議室 | 非営利 | 3,230円 | 4,310円 | 3,770円 | 11,310円 |
| | 営利 | 6,460円 | 8,620円 | 7,540円 | 22,620円 |
| 第5会議室 | 非営利 | 1,510円 | 2,010円 | 1,760円 | 5,280円 |
| | 営利 | 3,020円 | 4,020円 | 3,520円 | 10,560円 |
| 第6会議室 | 非営利 | 1,390円 | 1,860円 | 1,620円 | 4,870円 |
| | 営利 | 2,780円 | 3,720円 | 3,240円 | 9,740円 |
| 第7会議室 | 非営利 | 890円 | 1,180円 | 1,030円 | 3,100円 |
| | 営利 | 1,780円 | 2,360円 | 2,060円 | 6,200円 |
| 第8会議室 | 非営利 | 790円 | 1,060円 | 930円 | 2,780円 |
| | 営利 | 1,580円 | 2,120円 | 1,860円 | 5,560円 |
| 会議準備室 | 非営利 | 380円 | 510円 | 440円 | 1,330円 |
| | 営利 | 760円 | 1,020円 | 880円 | 2,660円 |

備考 通常の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料は、この表の利用料の額を1.2倍した額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。

サ ホール又はイベントホール（展示室）を専ら練習又は準備のために利用する場合の利用料

| 施 設 名 | 午 前 | 午 後 | 夜 間 | 全 日 |
|------------------|----------------|------------------|---------------------|---------------------|
| | 午前9時から正午 まで | 午後1時から午後 5時まで | 午後6時から午後 9時30分まで | 午前9時から午後 9時30分まで |
| 梨花ホール | 17,070円 | 34,150円 | 37,350円 | 81,480円 |
| 小ホール | 2,980円 | 5,970円 | 6,520円 | 14,230円 |
| イベントホール （展示室） | 4,250円 | 5,670円 | 6,200円 | 13,700円 |

シ 延長・時間外利用料

(ア) 梨花ホール、小ホール、楽屋、楽屋事務室、練習室、リハーサル室及びイベントホール（展示室）

| 区 分 | 利用料（1時間につき） |
|------------------------------------|--------------------------------------|
| 午前8時から午前9時まで及び正午から 午後1時まで | 午前の利用料÷3×1.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。） |
| 午後5時から午後6時まで | 午後の利用料÷4×1.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。） |
| 午前0時から午前8時まで及び午後9時 30分から午後12時まで | 夜間の利用料÷3.5×1.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。） |

(イ) 会議室

| 区 分 | 利用料（1時間につき） |
|--------------------------------|--|
| 午前8時から午前9時まで | 午前の利用料÷3×1.2 (10円未満の端数は切り捨てるものとする。) |
| 正午から午後1時まで | 午前の利用料÷3 (10円未満の端数は切り捨てるものとする。) |
| 午後5時から午後6時まで | 午後の利用料÷4 (10円未満の端数は切り捨てるものとする。) |
| 午前0時から午前8時まで及び午後9時30分から午後12時まで | 夜間の利用料÷3.5×1.2 (10円未満の端数は切り捨てるものとする。) |

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 午前（午前9時から正午まで）から引き続き午後（午後1時から午後5時まで）において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料及び午後（午後1時から午後5時まで）から引き続き夜間（午後6時から午後9時30分まで）において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。
- 3 ホール又はイベントホール（展示室）を専ら練習又は準備のために利用する場合は、ア、ウ及びケに定める利用料を午前の利用料、午後の利用料及び夜間の利用料とみなして、延長・時間外利用料を計算する。

(2) 設備利用料

ア 梨花ホール

| 種 別 | 区 分 | 利 用 料 | |
|---------|-------------|-----------|--------|
| | 設 備 名 | | |
| 舞台設備 | 大迫り | 1基1回につき | 2,450円 |
| | 小迫り | 1基1回につき | 1,170円 |
| | 音響反射板 | 1基1回につき | 5,760円 |
| | オーケストラピット | 1基1回につき | 6,290円 |
| | 紗幕（白・グレー・黒） | 1枚1回につき | 1,170円 |
| | 紅白幕（天竺幕） | 1枚1回につき | 1,050円 |
| | 浅葱幕（天竺幕） | 1枚1回につき | 1,170円 |
| | 舞台所作台 | 1セット1回につき | 7,570円 |
| | 花道所作台 | 1セット1回につき | 1,810円 |
| | 松竹羽目 | 1セット1回につき | 2,660円 |
| | 毛せん（赤ネル地） | 1枚1回につき | 310円 |
| | 長座布団 | 1枚1回につき | 200円 |
| | 平台 | 1枚1回につき | 200円 |
| | 上敷ござ | 1枚1回につき | 310円 |
| | 金屏風 | 1双1回につき | 1,590円 |
| | 銀屏風 | 1双1回につき | 1,590円 |
| | 鳥の子屏風 | 1双1回につき | 1,590円 |
| | 地かすり | 1枚1回につき | 1,590円 |
| 鳥屋囲 | 1セット1回につき | 1,050円 | |
| バレエ用シート | 1枚1回につき | 950円 | |

| | | | |
|------------------|-----------------------|-----------|-----------|
| | 雪かご | 1台1回につき | 310円 |
| | 開き足 | 1脚1回につき | 100円 |
| | 演台(大) | 1卓1回につき | 630円 |
| | 演台(小) | 1卓1回につき | 410円 |
| | 演台(司会者用) | 1卓1回につき | 200円 |
| | 指揮者台(譜面台含) | 1台1回につき | 310円 |
| | 譜面台(楽団員用) | 1台1回につき | 100円 |
| | 仮設能舞台(梨花ホール仕様) | 1セット1回につき | 21,520円 |
| 楽器 | ピアノ(スタインウェイ) | 1台1回につき | 10,670円 |
| | ピアノ(ベーゼンドルファー) | 1台1回につき | 10,670円 |
| | 大太鼓(和太鼓) | 1台1回につき | 740円 |
| | ティンパニー | 1セット1回につき | 3,140円 |
| | マリンバ | 1台1回につき | 1,150円 |
| | コンサートバスドラム | 1台1回につき | 560円 |
| 音響設備器具 | 拡声装置 | 1セット1回につき | 3,720円 |
| | ステージスピーカー | 1台1回につき | 1,170円 |
| | ハードディスクレコーディングシステム | 1セット1回につき | 1,050円 |
| | マスターレコーダー | 1台1回につき | 1,050円 |
| | カセットテープデッキ | 1台1回につき | 840円 |
| | マルチメディアプレーヤー | 1台1回につき | 1,050円 |
| | ステージモニタースピーカー | 1台1回につき | 1,170円 |
| | ステージモニタースピーカー(アンプ内蔵型) | 1台1回につき | 1,380円 |
| | 三点吊りマイク装置 | 1セット1回につき | 1,050円 |
| | 一点吊りマイク装置 | 1セット1回につき | 530円 |
| | マイク(コンデンサ型) | 1本1回につき | 950円 |
| | マイク(ダイナミック型) | 1本1回につき | 740円 |
| | マイク(ワイヤレス・ハンド型) | 1本1回につき | 1,170円 |
| | マイク(ワイヤレス・タイピン型) | 1本1回につき | 1,270円 |
| | マイクスタンド(床上型) | 1本1回につき | 200円 |
| | マイクスタンド(卓上型) | 1本1回につき | 200円 |
| | ブームスタンド | 1本1回につき | 200円 |
| | 舞台袖簡易調整卓 | 1セット1回につき | 1,270円 |
| | ポータブルミキサー | 1セット1回につき | 1,270円 |
| | | フットライト | 1セット1回につき |
| 花道フットライト | | 1セット1回につき | 410円 |
| ロアーホリゾントライト | | 1セット1回につき | 1,380円 |
| ボーダーライト | | 1列1回につき | 1,170円 |
| サスペンションスポットライト | | 1列1回につき | 840円 |
| 中アッパーホリゾントライト | | 1セット1回につき | 1,700円 |
| アッパーホリゾントライト | | 1セット1回につき | 2,770円 |
| 客席サスペンションスポットライト | | 1列1回につき | 840円 |
| プロセニウムスポットライト | | 1列1回につき | 1,050円 |
| ポータルタワースポットライト | | 1セット1回につき | 1,050円 |
| トーマンタルスポットライト | | 1セット1回につき | 310円 |

| | | | |
|--------------------------|-----------------------|-----------|--------|
| 照明設備 | トーメンタルタワーライト | 1基1回につき | 310円 |
| | フロントサイドスポットライト | 1列1回につき | 840円 |
| | 第1シーリングスポットライト | 1列1回につき | 1,380円 |
| | 第2シーリングスポットライト | 1列1回につき | 1,380円 |
| | クセノンピンスポットライト(2キロワット) | 1台1回につき | 2,120円 |
| | ムービングライトフロント用 | 1台1回につき | 1,590円 |
| | ムービングライトシーリング用 | 1台1回につき | 1,170円 |
| | 音響反射板ライト | 1セット1回につき | 2,660円 |
| | コンダクタースポットライト | 1台1回につき | 310円 |
| | クセノンピンスポットライト(3キロワット) | 1台1回につき | 2,660円 |
| | 調光操作卓 | 1セット1回につき | 3,720円 |
| | サブ調光操作装置 | 1セット1回につき | 1,050円 |
| 移動用効果器具・効果用照明器具 | スポットライト(500ワット) | 1台1回につき | 200円 |
| | スポットライト(1キロワット) | 1台1回につき | 310円 |
| | LEDスポットライト | 1台1回につき | 310円 |
| | エフェクトスポットライト(1キロワット) | 1台1回につき | 410円 |
| | エフェクトスポットライト(2キロワット) | 1台1回につき | 740円 |
| | ミラーボール(φ450,600) | 1台1回につき | 840円 |
| | マルチストロボ(300ワット) | 1台1回につき | 950円 |
| | スモークマシン | 1台1回につき | 950円 |
| | コンセプトマシン | 1台1回につき | 950円 |
| | ドライアイスマシン | 1台1回につき | 950円 |
| | ファイヤーマシン | 1台1回につき | 950円 |
| | オーロラマシン | 1台1回につき | 950円 |
| | 波エフェクト | 1台1回につき | 950円 |
| | レインボウマシン | 1台1回につき | 950円 |
| カラーフェーダー | 1台1回につき | 310円 | |
| ストリップライト(100ワット、12灯、2回路) | 1台1回につき | 310円 | |
| ストリップライト(100ワット、4灯、2回路) | 1台1回につき | 200円 | |
| その他 | 舞台用テーブル | 1脚1回につき | 100円 |
| | 舞台用イス | 1脚1回につき | 100円 |
| | 入浴設備 | 1室1回につき | 1,170円 |
| | テレビ中継設備 | 1セット1回につき | 9,930円 |
| | 持込電気機器 | 1キロワットにつき | 200円 |
| | 映写機(35・16ミリ兼用) | 1台1回につき | 8,960円 |
| | ハイビジョンビデオプロジェクター | 1セット1回につき | 6,390円 |
| | ビデオ・パソコンプロジェクター | 1セット1回につき | 1,910円 |
| | 映像伝送システム | 1セット1回につき | 2,610円 |
| | ミニDVカメラレコーダー | 1台1回につき | 940円 |
| | DVDレコーダー | 1台1回につき | 1,050円 |

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。
- 2 移動して利用することができる設備・備品については、支障のない範囲内で梨花ホール以外の施設でも利用できるものとする。

イ 小ホール

| 区 分 | | 利 用 料 | |
|-----------------|------------------------|--------------|---------|
| 種 別 | 設 備 名 | | |
| 舞台設備 | 平台 | 1 枚 1 回につき | 200円 |
| | 演台 (大) | 1 卓 1 回につき | 630円 |
| | 演台 (小) | 1 卓 1 回につき | 410円 |
| | 演台 (司会者用) | 1 卓 1 回につき | 200円 |
| | 指揮者台 (譜面台含) | 1 台 1 回につき | 310円 |
| | 譜面台 (楽団員用) | 1 台 1 回につき | 100円 |
| | 仮設能舞台 (小ホール仕様) | 1 セット 1 回につき | 17,730円 |
| 楽器 | ピアノ (スタインウェイ) | 1 台 1 回につき | 10,670円 |
| | ピアノ (ヤマハCFⅢ-S) | 1 台 1 回につき | 5,550円 |
| | エレクトーン (ヤマハEL-90) | 1 台 1 回につき | 5,010円 |
| 音響設備器具 | 拡声装置 | 1 セット 1 回につき | 2,770円 |
| | マスターレコーダー | 1 台 1 回につき | 1,050円 |
| | カセットテープデッキ | 1 台 1 回につき | 840円 |
| | マルチメディアプレーヤー | 1 台 1 回につき | 1,050円 |
| | ステージモニタースピーカー | 1 台 1 回につき | 1,170円 |
| | ステージモニタースピーカー(アンプ内蔵型) | 1 台 1 回につき | 1,380円 |
| | 三点吊りマイク装置 | 1 セット 1 回につき | 1,050円 |
| | マイク (コンデンサ型) | 1 本 1 回につき | 950円 |
| | マイク (ダイナミック型) | 1 本 1 回につき | 740円 |
| | マイク (ワイヤレス・ハンド型) | 1 本 1 回につき | 1,170円 |
| | マイク (ワイヤレス・タイピン型) | 1 本 1 回につき | 1,270円 |
| | マイクスタンド (床上型) | 1 本 1 回につき | 200円 |
| | マイクスタンド (卓上型) | 1 本 1 回につき | 200円 |
| | ブームスタンド | 1 本 1 回につき | 200円 |
| | 舞台袖簡易調整卓 | 1 セット 1 回につき | 1,270円 |
| | ポータブルミキサー | 1 セット 1 回につき | 1,170円 |
| 照明設備 | ローア・ホリゾントライト | 1 セット 1 回につき | 1,170円 |
| | ボーダーライト | 1 列 1 回につき | 840円 |
| | サスペンションスポットライト | 1 列 1 回につき | 410円 |
| | アッパーホリゾントライト | 1 セット 1 回につき | 1,590円 |
| | 投光ギャラリースポットライト | 1 列 1 回につき | 410円 |
| | センターピンスポットライト | 1 台 1 回につき | 1,170円 |
| | 調光操作装置 | 1 セット 1 回につき | 3,720円 |
| 移動用効果器具・効果用照明器具 | スポットライト (500 ワット) | 1 台 1 回につき | 200円 |
| | スポットライト (1 キロワット) | 1 台 1 回につき | 310円 |
| | LEDスポットライト | 1 台 1 回につき | 310円 |
| | エフェクトスポットライト (1 キロワット) | 1 台 1 回につき | 410円 |
| | エフェクトスポットライト (2 キロワット) | 1 台 1 回につき | 740円 |
| | ミラーボール (φ450, 600) | 1 台 1 回につき | 840円 |
| | マルチストロボ (300 ワット) | 1 台 1 回につき | 950円 |

| | | | |
|-----------------|-----------------|-----------|--------|
| 移動用効果器具・効果用照明器具 | スモークマシン | 1台1回につき | 950円 |
| | コンセプトマシン | 1台1回につき | 950円 |
| | ドライアイスマシン | 1台1回につき | 950円 |
| | ファイヤーマシン | 1台1回につき | 950円 |
| | オーロラマシン | 1台1回につき | 950円 |
| | 波エフェクト | 1台1回につき | 950円 |
| | レインボウマシン | 1台1回につき | 950円 |
| | カラーフェーダー | 1台1回につき | 310円 |
| その他 | 舞台用テーブル | 1脚1回につき | 100円 |
| | 舞台用イス | 1脚1回につき | 100円 |
| | 入浴設備 | 1室1回につき | 1,170円 |
| | 持込電気機器 | 1キロワットにつき | 200円 |
| | ビデオモニター | 1台1回につき | 410円 |
| | ビデオデッキ | 1台1回につき | 410円 |
| | ビデオ・パソコンプロジェクター | 1台1回につき | 1,910円 |

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。
- 2 移動して利用することができる設備・備品については、支障のない範囲内で小ホール以外の施設でも利用できるものとする。

ウ リハーサル室、練習室、イベントホール（展示室）及び会議室

| 区 分 | | 利 用 料 | |
|--------------|----------------------|---------|--------|
| 施 設 | 設 備 名 | | |
| リハーサル室 | ピアノ（ヤマハC7E） | 1台1回につき | 3,310円 |
| | バレエ用シート | 1枚1回につき | 630円 |
| | マイク（ダイナミック型） | 1本1回につき | 740円 |
| | マイク（ワイヤレス・ハンド型） | 1本1回につき | 1,170円 |
| | マイク（ワイヤレス・タイピン型） | 1本1回につき | 1,270円 |
| | CDプレーヤー／カセットデッキ（一体型） | 1台1回につき | 1,050円 |
| | ブルーレイディスクプレーヤー | 1台1回につき | 1,050円 |
| | ビデオ・パソコンプロジェクター | 1台1回につき | 1,910円 |
| 第1練習室 | ピアノ（ヤマハG2E） | 1台1回につき | 1,590円 |
| 第2練習室 | ピアノ（ヤマハC3E） | 1台1回につき | 1,700円 |
| イベントホール（展示室） | 展示パネル | 1台1回につき | 200円 |
| 第1会議室 | マイク（ダイナミック型） | 1本1回につき | 740円 |
| | マイク（ワイヤレス・ハンド型） | 1本1回につき | 1,170円 |
| | マイク（ワイヤレス・タイピン型） | 1本1回につき | 1,270円 |
| | マイクスタンド（床上型） | 1本1回につき | 200円 |
| | マイクスタンド（卓上型） | 1本1回につき | 200円 |
| | ビデオ・パソコンプロジェクター | 1台1回につき | 1,910円 |
| | ブルーレイディスクプレーヤー | 1台1回につき | 1,050円 |
| | CDプレーヤー／カセットデッキ（一体型） | 1台1回につき | 1,050円 |
| | マイク（ダイナミック型） | 1本1回につき | 740円 |

| | | | |
|-------|--|-------------|--------|
| 第2会議室 | マイク (ワイヤレス・ハンド型) | 1本1回につき | 1,170円 |
| | マイクスタンド (床上型) | 1本1回につき | 200円 |
| | マイクスタンド (卓上型) | 1本1回につき | 200円 |
| | ビデオ・パソコンプロジェクター | 1台1回につき | 1,910円 |
| 第3会議室 | カセットテープデッキ | 1台1回につき | 840円 |
| | マイク (ダイナミック型) | 1本1回につき | 740円 |
| | マイク (ワイヤレス・ハンド型) | 1本1回につき | 1,170円 |
| | マイク (ワイヤレス・タイピン型) | 1本1回につき | 1,270円 |
| | マイクスタンド (床上型) | 1本1回につき | 200円 |
| | マイクスタンド (卓上型) | 1本1回につき | 200円 |
| | CDプレーヤー | 1台1回につき | 1,050円 |
| | ブルーレイディスクプレーヤー | 1台1回につき | 1,050円 |
| | ビデオ・パソコンプロジェクター | 1台1回につき | 1,910円 |
| | 小型ディスプレイ (13.3型) | 1式1回につき | 1,910円 |
| 第4会議室 | 拡声装置 (ワイヤレスアンプ・マイク1本) | 1セット1回につき | 1,480円 |
| | マイク (ワイヤレス・ハンド型) | 1本1回につき | 1,170円 |
| | ビデオ・パソコンプロジェクター | 1台1回につき | 1,910円 |
| 第5会議室 | 拡声装置 (ワイヤレスアンプ・マイク1本) | 1セット1回につき | 1,480円 |
| | マイク (ワイヤレス・ハンド型) | 1本1回につき | 1,170円 |
| | マイク (ワイヤレス・タイピン型) | 1本1回につき | 1,270円 |
| | ビデオ・パソコンプロジェクター | 1台1回につき | 1,910円 |
| 第7会議室 | 釜 | 1個1回につき | 100円 |
| その他 | 譜面台 (楽団員用) | 1台1回につき | 100円 |
| | 持込電気機器 | 1キロワット1回につき | 200円 |
| | 移動式スクリーン | 1枚1回につき | 410円 |
| | ビデオ・パソコンプロジェクター | 1台1回につき | 1,910円 |
| | 拡声装置 (ワイヤレスアンプ・マイク1本) | 1セット1回につき | 1,480円 |
| | フリーパネル (営利を目的として利用する場合に限る。) | 1枚1回につき | 100円 |
| | MDレコーダー | 1台1回につき | 1,050円 |
| | DVDレコーダー | 1台1回につき | 1,050円 |
| | 液晶ディスプレイ (42型) | 1台1回につき | 410円 |
| | ブルーレイディスクプレーヤー | 1台1回につき | 1,050円 |
| | 非接触型検温器 | 1台1回につき | 150円 |
| | 表面温度計測サーモグラフィハンディカメラ及び三脚 | 1台1回につき | 400円 |
| | 動画制作・Web配信用機器 (4Kカメラ、360°カメラ、ライブプロダクションスイッチャー、ハブ・ケーブル類) 一式 | 1セット1回につき | 1,890円 |

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。
- 2 移動して利用することができる設備・備品については、支障のない範囲内で設置している施設以外の施設でも利用できるものとする。

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 令和6年3月28日
- (2) 適用開始年月日 令和6年4月1日

鳥取県告示第282号

鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例（平成7年鳥取県条例第2号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立童謡館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年鳥取県告示第322号（鳥取県立童謡館の利用料金について）は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 入館料

| 区 分 | 金 額 |
|--------------------------------|--------------|
| 個人（学生又は一般人に限る。） | 1人1回につき 250円 |
| 団体（学生又は一般人の団体であって20人以上のものに限る。） | 1人1回につき 200円 |

(2) いべんとほーる利用料

| 区 分 | 金 額 |
|-------|---------------|
| 午前 | 1回につき 1,910円 |
| 午後 | 1回につき 3,820円 |
| 夜間 | 1回につき 4,790円 |
| 午前・午後 | 1回につき 5,730円 |
| 午後・夜間 | 1回につき 8,610円 |
| 全日 | 1回につき 10,520円 |

備考

- 1 この表において、「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までを、「午前・午後」とは午前9時から午後5時までを、「午後・夜間」とは午後1時から午後9時までを、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 2 いべんとほーるを正午から午後1時まで（午前・午後又は全日の利用をする場合を除く。）又は午後5時から午後6時まで（午後・夜間又は全日の利用をする場合を除く。）の間に利用する場合の延長利用料の額は、午前又は午後の利用料の額を勘案して次のとおりとする。

| 区 分 | 金 額 |
|-----------------------|--------------------------------|
| 正午から午後1時までの間に利用するとき | 1時間当たりの午前の利用料の額の100分の120に相当する額 |
| 午後5時から午後6時までの間に利用するとき | 1時間当たりの午後の利用料の額の100分の120に相当する額 |

- 3 いべんとほーるを利用する場合において、冷房又は暖房を利用したときは、この表に定める利用料の額又は延長利用料の額に、それぞれの区分に定める利用料の額の2割に相当する額（延長利用料にあっては、当該延長利用料の額の2割に相当する額）を加算するものとする。

(3) 設備使用料

| 区 分 設 備 名 | 金 額 |
|--------------|---------------|
| ピアノ | 1台1時間につき 400円 |
| マイク | 1本1時間につき 100円 |
| LDプレイヤー | 1台1時間につき 250円 |
| CDラジカセ | 1台1時間につき 250円 |

| | | |
|--|--------------|--------|
| DVDデッキ | 1台1時間につき | 250円 |
| CD/MDデッキ | 1台1時間につき | 250円 |
| 持ち込み電源 | 1キロワット1時間につき | 50円 |
| パソコンプロジェクター | 1台1時間につき | 450円 |
| 動画制作・Web配信用機器一式(4Kカメラ、360度カメラ、ライブプロダクションスイッチャー、ハブ・ケーブル類) | 1セット1回につき | 1,890円 |

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 令和6年3月28日
- (2) 適用開始年月日 令和6年4月1日

鳥取県告示第283号

鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取県条例第16号)第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立米子コンベンションセンターの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年鳥取県告示第323号(鳥取県立米子コンベンションセンターの利用料金について)は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

- (1) 施設利用料
 - ア 会議等に利用する場合の多目的ホール利用料
 - (ア) 基本利用料

| 区分 | 入場料の最高金額 | 午前区分 | 午後区分 | 夜間区分 | 全日区分 |
|----|------------------|----------------|------------------|-------------------|-------------------|
| | | 午前9時から 正午まで | 午後1時から 午後5時まで | 午後6時から 午後10時まで | 午前9時から 午後10時まで |
| 平日 | 1,000円以下 | 34,210円 | 68,430円 | 85,540円 | 171,090円 |
| | 1,001円以上3,000円以下 | 44,480円 | 88,960円 | 111,200円 | 222,420円 |
| | 3,001円以上5,000円以下 | 54,740円 | 109,490円 | 136,870円 | 273,750円 |
| | 5,001円以上 | 68,430円 | 136,870円 | 171,090円 | 342,190円 |
| 休日 | 1,000円以下 | 41,050円 | 82,120円 | 102,650円 | 205,310円 |
| | 1,001円以上3,000円以下 | 53,370円 | 106,750円 | 133,440円 | 266,900円 |
| | 3,001円以上5,000円以下 | 65,690円 | 131,390円 | 164,240円 | 328,500円 |
| | 5,001円以上 | 82,120円 | 164,240円 | 205,310円 | 410,620円 |

備考

- 1 この表は、会議、講演、式典、集会、音楽、演劇、演芸、映画その他これらに類するものに利用する場合に適用するものとする。
- 2 この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- 3 この表において「入場料」とは、入場者から入場の対価として徴収されるものをいう。
- 4 2分の1面を利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の2分の1に相当する額とする。この場合において、当該利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 持込電気機器により電気を使用したときは、この表に定める利用料の額に(2)のアの表に定める電気利用料を加算するものとする。
- 6 冷房又は暖房を利用したときの冷暖房料金は、この表に定める利用料の額に含まれているものと

する。

(イ) 延長利用料及び時間外利用料

| 区分 | 入場料の最高金額 | 延長利用料 正午から午後1時まで | 延長利用料 午後5時から午後6時まで | 時間外利用料 午前5時から午前9時まで (1時間当たり) | 時間外利用料 午前0時から午前5時まで 及び午後10時から午後12時まで (1時間当たり) |
|----|------------------|---------------------|-----------------------|------------------------------------|--|
| 平日 | 1,000円以下 | 11,390円 | 17,100円 | 13,680円 | 25,650円 |
| | 1,001円以上3,000円以下 | 14,820円 | 22,240円 | 17,780円 | 33,350円 |
| | 3,001円以上5,000円以下 | 18,240円 | 27,370円 | 21,890円 | 41,050円 |
| | 5,001円以上 | 22,800円 | 34,210円 | 27,360円 | 51,320円 |
| 休日 | 1,000円以下 | 13,680円 | 20,520円 | 16,410円 | 30,780円 |
| | 1,001円以上3,000円以下 | 17,780円 | 26,680円 | 21,340円 | 40,020円 |
| | 3,001円以上5,000円以下 | 21,890円 | 32,840円 | 26,270円 | 49,260円 |
| | 5,001円以上 | 27,370円 | 41,050円 | 32,840円 | 61,580円 |

備考

- この表は、会議、講演、式典、集会、音楽、演劇、演芸、映画その他これらに類するものに利用する場合に適用するものとする。
- この表において「平日」及び「休日」並びに「入場料」とは、それぞれ(ア)の表備考第2号及び第3号に規定する平日及び休日並びに入場料をいう。
- 2分の1面を利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の2分の1に相当する額とする。この場合において、当該利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 持込電気機器により電気を使用したときは、この表に定める利用料の額に(2)のアの表に定める電気利用料を加算するものとする。
- 冷房又は暖房を利用したときの冷暖房料金は、この表に定める利用料の額に含まれているものとする。

イ 見本市等に利用する場合の多目的ホール利用料

| 区分 | | 単 位 | 基本利用料 | 時間外利用料 午後10時から午前9時まで | |
|----|-----|-------------|---------|-------------------------|---------|
| 平日 | 営利 | 1時間につき | 28,390円 | 34,060円 | |
| | 非営利 | 入場料3,000円以下 | 1時間につき | 14,190円 | 17,030円 |
| | | 入場料3,001円以上 | 1時間につき | 21,310円 | 25,580円 |
| 休日 | 営利 | 1時間につき | 34,150円 | 40,980円 | |
| | 非営利 | 入場料3,000円以下 | 1時間につき | 17,070円 | 20,490円 |
| | | 入場料3,001円以上 | 1時間につき | 25,610円 | 30,730円 |

備考

- この表は、見本市、展示会、品評会、展覧会、競技会、スポーツその他これらに類するものに利用する場合に適用するものとする。
- この表において「営利」とは、物品の販売等の営業行為、商業宣伝となる物品の展示及び商業行為として行う興業等をいう。
- この表において「平日」及び「休日」並びに「入場料」とは、それぞれ(ア)の表備考第2号及び第3号に規定する平日及び休日並びに入場料をいう。

- 4 利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 5 2分の1面を利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の2分の1に相当する額とする。この場合において、当該利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 6 持込電気機器により電気を使用したときは、この表に定める利用料の額に(2)のアの表に定める電気利用料を加算するものとする。
- 7 冷房又は暖房を利用したときは、この表に定める利用料の額に(2)のイの表に定める冷暖房料金の額を加算するものとする。
- 8 午後10時から翌日午前9時までの間に利用する場合の利用料の額は、この表に定める時間外利用料の額とする。

ウ 小ホール利用料

(ア) 基本利用料

| 区分 | 入場料の最高金額 | 午前区分 | 午後区分 | 夜間区分 | 全日区分 |
|----|------------------|----------------|------------------|-------------------|-------------------|
| | | 午前9時から 正午まで | 午後1時から 午後5時まで | 午後6時から 午後10時まで | 午前9時から 午後10時まで |
| 平日 | 1,000円以下 | 5,120円 | 10,240円 | 12,800円 | 25,610円 |
| | 1,001円以上3,000円以下 | 6,650円 | 13,310円 | 16,640円 | 33,290円 |
| | 3,001円以上5,000円以下 | 8,190円 | 16,380円 | 20,490円 | 40,980円 |
| | 5,001円以上 | 10,240円 | 20,490円 | 25,610円 | 51,220円 |
| 休日 | 1,000円以下 | 6,130円 | 12,280円 | 15,360円 | 30,730円 |
| | 1,001円以上3,000円以下 | 7,980円 | 15,970円 | 19,960円 | 39,940円 |
| | 3,001円以上5,000円以下 | 9,820円 | 19,660円 | 24,580円 | 49,170円 |
| | 5,001円以上 | 12,280円 | 24,580円 | 30,730円 | 61,470円 |

備考

- 1 この表において「平日」及び「休日」並びに「入場料」とは、それぞれ(1)のアの(ア)の表備考第2号及び第3号に規定する平日及び休日並びに入場料をいう。
- 2 持込電気機器により電気を使用したときは、この表に定める利用料の額に(2)のアの表に定める電気利用料を加算するものとする。
- 3 冷房又は暖房を利用したときの冷暖房料金は、この表に定める利用料の額に含まれているものとする。

(イ) 延長利用料及び時間外利用料

| 区分 | 入場料の最高金額 | 延長利用料 | 延長利用料 | 時間外利用料 | 時間外利用料 |
|----|------------------|----------------|------------------|------------------------------|--|
| | | 正午から午後 1時まで | 午後5時から 午後6時まで | 午前5時から 午前9時まで (1時間当たり) | 午前0時から 午前5時まで 及び午後10時 から午後12時 まで(1時間 当たり) |
| 平日 | 1,000円以下 | 1,700円 | 2,550円 | 2,040円 | 3,830円 |
| | 1,001円以上3,000円以下 | 2,210円 | 3,320円 | 2,650円 | 4,980円 |
| | 3,001円以上5,000円以下 | 2,720円 | 4,090円 | 3,260円 | 6,130円 |
| | 5,001円以上 | 3,410円 | 5,120円 | 4,090円 | 7,670円 |
| 休日 | 1,000円以下 | 2,040円 | 3,060円 | 2,450円 | 4,600円 |
| | 1,001円以上3,000円以下 | 2,660円 | 3,990円 | 3,180円 | 5,980円 |

| | | | | | |
|--|------------------|--------|--------|--------|--------|
| | 3,001円以上5,000円以下 | 3,260円 | 4,910円 | 3,920円 | 7,370円 |
| | 5,001円以上 | 4,090円 | 6,130円 | 4,910円 | 9,210円 |

備考

- この表において「平日」及び「休日」並びに「入場料」とは、それぞれ(1)のアの(ア)の表備考第2号及び第3号に規定する平日及び休日並びに入場料をいう。
- 持込電気機器により電気を使用したときは、この表に定める利用料の額に(2)のアの表に定める電気利用料を加算するものとする。
- 冷房又は暖房を利用したときの冷暖房料金は、この表に定める利用料の額に含まれているものとする。

エ 楽屋等利用料

(ア) 基本利用料

| 区 分 | 午前区分 | 午後区分 | 夜間区分 | 全日区分 |
|-------------------------|------------|--------------|---------------|---------------|
| | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後10時まで | 午前9時から午後10時まで |
| 第1楽屋 | 280円 | 560円 | 700円 | 1,410円 |
| 第2楽屋 | 300円 | 610円 | 770円 | 1,560円 |
| 第3楽屋 | 610円 | 1,240円 | 1,560円 | 3,130円 |
| 第4楽屋 | 1,130円 | 2,260円 | 2,820円 | 5,660円 |
| 第5楽屋 | 280円 | 560円 | 700円 | 1,410円 |
| 第6楽屋 | 250円 | 500円 | 620円 | 1,260円 |
| 第7楽屋 | 390円 | 790円 | 1,000円 | 2,010円 |
| 第8楽屋 | 530円 | 1,060円 | 1,340円 | 2,680円 |
| 楽屋事務室 | 250円 | 500円 | 620円 | 1,260円 |
| リハーサル室 | 770円 | 1,550円 | 1,930円 | 3,870円 |
| 多目的ホールホワイエ (単独使用の場合) | 8,540円 | 17,100円 | 21,380円 | 42,770円 |

備考

- 持込電気機器により電気を使用したときは、この表に定める利用料の額に(2)のアの表に定める電気利用料を加算するものとする。
- 冷房又は暖房を利用したときの冷暖房料金はこの表に定める利用料の額に含まれているものとする。

(イ) 延長利用料及び時間外利用料

| 区 分 | 延長利用料 | 延長利用料 | 時間外利用料 | 時間外利用料 |
|------|------------|--------------|----------------------|--------------------------------------|
| | 正午から午後1時まで | 午後5時から午後6時まで | 午前5時から午前9時まで(1時間当たり) | 午前0時から午前5時まで及び午後10時から午後12時まで(1時間当たり) |
| 第1楽屋 | 90円 | 130円 | 100円 | 200円 |
| 第2楽屋 | 90円 | 140円 | 110円 | 230円 |
| 第3楽屋 | 190円 | 300円 | 240円 | 460円 |
| 第4楽屋 | 370円 | 560円 | 450円 | 840円 |
| 第5楽屋 | 90円 | 130円 | 100円 | 200円 |
| 第6楽屋 | 80円 | 120円 | 90円 | 180円 |

| | | | | |
|-------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 第7楽屋 | 120円 | 190円 | 150円 | 290円 |
| 第8楽屋 | 170円 | 260円 | 200円 | 390円 |
| 楽屋事務室 | 80円 | 120円 | 90円 | 180円 |
| リハーサル室 | 250円 | 380円 | 300円 | 570円 |
| 多目的ホールホワイエ (単独使用の場合) | 2,840円 | 4,270円 | 3,410円 | 6,410円 |

備考

- 1 持込電気機器により電気を使用したときは、この表に定める利用料の額に(2)のアの表に定める電気利用料を加算するものとする。
- 2 冷房又は暖房を利用したときの冷暖房料金は、この表に定める利用料の額に含まれているものとする。

オ 会議室等利用料

(ア) 基本利用料

| 区 分 | | 午前区分 | 午後区分 | 夜間区分 | 全日区分 |
|-------|---------|----------------|------------------|-------------------|-------------------|
| | | 午前9時から 正午まで | 午後1時から 午後5時まで | 午後6時から 午後10時まで | 午前9時から 午後10時まで |
| 第1会議室 | | 2,860円 | 3,810円 | 3,810円 | 10,480円 |
| 第2会議室 | 全室利用 | 4,430円 | 5,900円 | 5,900円 | 16,230円 |
| | 2分の1室利用 | 2,130円 | 2,840円 | 2,840円 | 7,810円 |
| 第3会議室 | | 4,270円 | 5,690円 | 5,690円 | 15,650円 |
| 第4会議室 | 全室利用 | 4,430円 | 5,900円 | 5,900円 | 16,230円 |
| | 2分の1室利用 | 2,130円 | 2,840円 | 2,840円 | 7,810円 |
| 第5会議室 | 全室利用 | 4,430円 | 5,900円 | 5,900円 | 16,230円 |
| | 2分の1室利用 | 2,130円 | 2,840円 | 2,840円 | 7,810円 |
| 第6会議室 | | 4,270円 | 5,690円 | 5,690円 | 15,650円 |
| 第7会議室 | 全室利用 | 6,780円 | 9,050円 | 9,050円 | 24,880円 |
| | 3分の1室利用 | 2,130円 | 2,840円 | 2,840円 | 7,810円 |
| | 3分の2室利用 | 4,430円 | 5,900円 | 5,900円 | 16,230円 |
| 第8会議室 | | 6,780円 | 9,050円 | 9,050円 | 24,880円 |
| 情報プラザ | 全室利用 | 6,280円 | 8,380円 | 8,380円 | 23,040円 |
| | 2分の1室利用 | 3,140円 | 4,190円 | 4,190円 | 11,520円 |

備考

- 1 持込電気機器により電気を使用したときの電気利用料及び常設されているホワイトボードの利用料は無料とする。
- 2 冷房又は暖房を利用したときの冷暖房料金は、この表の定める利用料の額に含まれているものとする。

(イ) 延長利用料及び時間外利用料

| 区 分 | 延長利用料 正午から午後 1時まで | 延長利用料 午後5時から 午後6時まで | 時間外利用料 午前5時から 午前9時まで (1時間当 たり) | 時間外利用料 午前0時から 午前5時まで 及び午後10時 から午後12時 まで(1時間当 たり) |
|-----|-------------------------|---------------------------|--|--|
| | | | | |

| | | | | | |
|-------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 第1会議室 | | 950円 | 950円 | 1,100円 | 1,100円 |
| 第2会議室 | 全室利用 | 1,470円 | 1,470円 | 1,690円 | 1,690円 |
| | 2分の1室利用 | 710円 | 710円 | 810円 | 810円 |
| 第3会議室 | | 1,420円 | 1,420円 | 1,630円 | 1,630円 |
| 第4会議室 | 全室利用 | 1,470円 | 1,470円 | 1,690円 | 1,690円 |
| | 2分の1室利用 | 710円 | 710円 | 810円 | 810円 |
| 第5会議室 | 全室利用 | 1,470円 | 1,470円 | 1,690円 | 1,690円 |
| | 2分の1室利用 | 710円 | 710円 | 810円 | 810円 |
| 第6会議室 | | 1,420円 | 1,420円 | 1,630円 | 1,630円 |
| 第7会議室 | 全室利用 | 2,260円 | 2,260円 | 2,590円 | 2,590円 |
| | 3分の1室利用 | 710円 | 710円 | 810円 | 810円 |
| | 3分の2室利用 | 1,470円 | 1,470円 | 1,690円 | 1,690円 |
| 第8会議室 | | 2,260円 | 2,260円 | 2,590円 | 2,590円 |
| 情報プラザ | 全室利用 | 2,090円 | 2,090円 | 2,510円 | 2,510円 |
| | 2分の1室利用 | 1,040円 | 1,040円 | 1,250円 | 1,250円 |

備考

- 1 持込電気機器により電気を使用したときの電気利用料及び常設されているホワイトボードの利用料は無料とする。
- 2 冷房又は暖房を利用したときの冷暖房料金は、この表の定める利用料の額に含まれているものとする。

カ 準備・練習・リハーサル料金

| 区分 | 午前区分 午前9時から 正午まで | 午後区分 午後1時から 午後5時まで | 夜間区分 午後6時から 午後10時まで | 全日区分 午前9時から 午後10時まで |
|---|------------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 多目的ホール（アの（ア）の表を適用する場合）を準備若しくは練習又はリハーサルで利用する場合 | 17,100円 | 34,210円 | 42,770円 | 85,540円 |
| 小ホールを準備若しくは練習又はリハーサルで利用する場合 | 2,550円 | 5,120円 | 6,400円 | 12,800円 |

備考

- 1 延長利用料及び時間外利用料については、多目的ホールを利用する場合にあってはアの（イ）の表、小ホールを利用する場合にあってはウの（イ）の表を適用する。
- 2 この表は、鳥取県米子コンベンションセンターにおいて本番を開催する催事に限り適用する。

(2) 電気等利用料

ア 電気利用料

| 利用施設 | | 利用料 | |
|--|-------------------|--------------|------|
| 多目的ホール | 使用電力量を電力量計で測定した場合 | 1キロワット1時間につき | 40円 |
| | その他の場合 | 1キロワット1回につき | 200円 |
| 小ホール、第1楽屋から第8楽屋までの各楽屋、楽屋事務室、リハーサル室、多目的ホールホワイエ（単独使用の場合） | | 1キロワット1回につき | 200円 |

備考

- 1 この表において「1回」とは、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）又は夜間（午後6時から午後10時まで）をそれぞれ1回として計算する。
- 2 見本市等で多目的ホールを利用する場合は5時間までの利用のときは1回、5時間を超える利用の

ときは当該5時間を超える利用時間については4時間ごとに1回として計算する。なお、それぞれ5時間又は4時間に満たないときは、それぞれ1回として計算する。

3 利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

イ 冷暖房利用料

| 利用施設 | 区分 | 利用料 |
|---------------|-----|----------------|
| 見本市等の多目的ホール利用 | 冷房料 | 1時間につき 13,820円 |
| | 暖房料 | 1時間につき 12,360円 |

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

(3) サービスプラン等利用料

| 名称 | 申込期間 | 利用料 | 備考 |
|-------------------------|----------------|---|---|
| 小ホール練習プラン | 利用日の1月前から7日前まで | 2,200円 (1区分3時間) 冷暖房料 2,200円(1時間) | 舞台上のみの貸出とする。 照明は作業灯のみとする。 備品の貸出は行わない。 技術スタッフの立ち会いは行わない。 減免制度との併用は行わない。 |
| 小ホールピアノセットプラン | 利用日の1月前から7日前まで | 5,500円 (1区分3時間) 冷暖房料 2,200円(1時間) | 舞台上のみの貸出とする。 照明は作業灯のみとする。 備品の貸出は行わない。 技術スタッフの立ち会いは行わない。 減免制度との併用は行わない。 スタインウェイピアノ利用料を含む。 |
| テクニカルスタッフ増員サービス | 利用日の3週間前まで | 27,500円 (1名につき・全日) | 規定の技術職員数(多目的ホール4名、小ホール2名、国際会議室2名)を増員する。 |
| 国際会議室らく得パック | 利用日の3週間前まで | 31,420円から (1設営・撤収) | 国際会議室のレイアウト設営及び撤去を内容とし、国際会議室備品集計表記載の備品のみ対応する。 開館時間外利用の場合は料金の欄に定める額の10分の12の額とする。 |
| インターネット専有回線・館内LAN配線サービス | 利用日の3週間前まで | 設定料 18,480円(1催事) | 配線のみ。PCの設置は行わない。 |
| 多目的ホールらく得展示パック | 利用日の3週間前まで | 52,380円(全面) 26,190円(半面) | 舞台床面の養生シートの設営及び撤去並びに床面の目張り及び撤去を内容とする。 小口のごみの処理料を含み、当該処理料は、ごみ袋10袋までの料金とする。 清掃料を含む。 |
| 看板作成サービス | 利用日の1週間前まで | 5,230円(1枚) | 会議室用 横看板(3~4m×0.6m) |
| | | 3,130円(1枚) | 会議室用 垂幕(1.7m×0.42~0.6m) |
| | | 1,030円(1枚) | 会議室用 会場前看板(0.8m×0.42m) |
| ゴミ処理サービス | 当日 | 620円(1枚) | ゴミ袋(45リットル) |
| ピアノ調律サービス | 利用日の3週間前まで | 22,380円 | 一般(立ち会いは別途5,500円) |
| | | 17,280円 | ピアノ発表会(立ち会いは別途5,500円) |

| | | | |
|----------------------|------------|------------------------------------|---|
| | | 15,230円 | リハーサル室用 |
| 大会運営用品貸出サービス | 利用日の1週間前まで | 1,000円 | 白布 |
| | | 450円 | ビニールクロス |
| | | 31,000円 | ノートパソコン (Word、Excel、PowerPoint、Zoom) |
| | | 3,700円 | トランシーバー (アダプター・イヤホン・ベルトクリップ付き) |
| | | 7,300円 | 計時回線 |
| | | 4,000円 | 映像モニター |
| | | 3,000円 | 上記用分配器・ケーブル等一式 |
| WEB会議支援プラン | 利用日の2週間前まで | 127,000円 (1日目) 105,000円 (2日目以降) | ミーティングアカウント管理 (Zoom)、オペレーター手配 (2名)、使用機材手配、専有回線手配 小ホール、国際会議室、会議室の利用者を対象とする。 1日当たり1会場のみ ミーティングアカウントは100名未満 カメラ2台 (演者・全景) |
| ワイヤレスプレゼンテーションツールプラン | 利用日の2週間前まで | 19,000円 (1日当たり) | 液晶プロジェクター1台 モバイルスクリーン1台 ワイヤレスシステム1台 (本体及び無線端末3台) 小ホール、国際会議室、会議室の利用者を対象とする。 プロジェクターにPCを最大3台 (HDMI 2台、USB-C 1台) まで接続可能 無線端末はHDMI対応のもの2台とUSB-C対応のもの1台 |
| その他 | 当日 | 10円 (1枚) | 白黒コピー |
| | | 50円 (1枚) | カラーコピー |
| | | 20円 (1枚) | FAX (送信料) |

(4) 設備利用料

| 区 分 | | 利 用 料 | |
|------|--------------------|---------|--------|
| 舞台設備 | 音響反射板 | 1基1回につき | 5,760円 |
| | 紗幕 (白・グレー・黒) | 1枚1回につき | 1,170円 |
| | ジョーゼット幕 | 一式1回につき | 2,340円 |
| | 大黒幕 (小ホール仮設) | 1枚1回につき | 1,170円 |
| | 舞台所作台 | 一式1回につき | 7,570円 |
| | 平台 | 1台1回につき | 200円 |
| | プログラムスタンド (T型・衝立型) | 1台1回につき | 200円 |
| | 金屏風 | 1枚1回につき | 790円 |
| | 緋毛せん (赤ネル地) | 1枚1回につき | 310円 |
| | 長座布団 | 1枚1回につき | 200円 |

| | | | |
|------------|------------------------|---------|--------|
| | 高座用座布団 | 1枚1回につき | 100円 |
| | 地絨(長・短) | 1枚1回につき | 1,590円 |
| | 上敷ござ(長・中・短) | 1枚1回につき | 310円 |
| | 雪かご | 1台1回につき | 310円 |
| | バレエ用シート | 1枚1回につき | 950円 |
| | PA卓 | 1台1回につき | 520円 |
| | 星球 | 一式1回につき | 1,050円 |
| | 演台(大) | 1台1回につき | 630円 |
| | 演台(小) | 1台1回につき | 410円 |
| | 司会台(大) | 1台1回につき | 410円 |
| | 司会台(小) | 1台1回につき | 200円 |
| | ポータブルステージ | 1台1回につき | 520円 |
| | 指揮者台 | 1台1回につき | 100円 |
| | 譜面台(指揮者用) | 1台1回につき | 100円 |
| | 譜面台(楽団員用) | 1台1回につき | 100円 |
| | チェロ台 | 1台1回につき | 200円 |
| | コントラバス用椅子 | 1台1回につき | 100円 |
| | 国旗・県旗(パネル) | 1枚1回につき | 260円 |
| 照明設備 | ローアホリゾンライト | 一式1回につき | 1,380円 |
| | LEDローアホリゾンライト(多目的ホール) | 一式1回につき | 1,380円 |
| | LEDローアホリゾンライト(小ホール) | 一式1回につき | 1,170円 |
| | ボーダーライト | 1列1回につき | 1,170円 |
| | サスペンションスポットライト(多目的ホール) | 1列1回につき | 840円 |
| | サスペンションスポットライト(小ホール) | 1列1回につき | 410円 |
| | フロントサイドスポットライト | 1列1回につき | 410円 |
| | センターピンスポットライト | 1台1回につき | 1,170円 |
| | 中アッパースポットライト | 1列1回につき | 1,700円 |
| | LED中アッパースポットライト | 1列1回につき | 1,700円 |
| | アッパーホリゾンライト | 1列1回につき | 2,770円 |
| | 客席サスペンションスポットライト | 1列1回につき | 840円 |
| | プロセニウムスポットライト | 1列1回につき | 1,050円 |
| | 投光ギャラリースポットライト | 一式1回につき | 410円 |
| | 第1シーリングスポットライト | 1列1回につき | 1,380円 |
| | 第2シーリングスポットライト | 1列1回につき | 1,380円 |
| | クセノンピンスポットライト2キロワット | 1台1回につき | 2,120円 |
| | 天井反射板ライト | 一式1回につき | 2,660円 |
| | 調光操作装置 | 一式1回につき | 3,720円 |
| | 移動用調光卓 | 一式1回につき | 1,050円 |
| 音響設備 機器 | 拡声装置(多目的ホール用) | 一式1回につき | 3,720円 |
| | 拡声装置 | 一式1回につき | 2,770円 |
| | 簡易操作卓 | 1卓1回につき | 1,270円 |
| | 移動型ミキサー | 一式1回につき | 2,450円 |
| | 8chミキサー | 1台1回につき | 1,270円 |
| | 6chミキサー | 1台1回につき | 1,050円 |

| | | | |
|----------|--|---------|---------|
| | CDプレーヤー | 1台1回につき | 1,050円 |
| | CD・MDラジカセ | 1台1回につき | 1,050円 |
| | CDレコーダー | 1台1回につき | 1,040円 |
| | ソリッドステートレコーダー | 1台1回につき | 1,040円 |
| | ハードディスクレコーディングシステム | 一式1回につき | 1,040円 |
| | ハネ返りスピーカー | 1台1回につき | 1,380円 |
| | ハネ返りスピーカー (スタンド付) | 1台1回につき | 1,380円 |
| | パワードスピーカー | 一式1回につき | 1,380円 |
| | サイドスピーカー | 1台1回につき | 1,380円 |
| | スピーカーセット (アンプ) | 一式1回につき | 1,880円 |
| | 三点吊りマイク装置 | 1本1回につき | 1,050円 |
| | マイク (コンデンサ型) | 1本1回につき | 950円 |
| | マイク (バウンダリー型) | 1本1回につき | 950円 |
| | マイク (ダイナミック型) | 1本1回につき | 740円 |
| | マイク (リボン型) | 1本1回につき | 840円 |
| | マイク (ワイヤレス・ハンド型) | 1本1回につき | 1,170円 |
| | マイク (ワイヤレス・タイピン型) | 1本1回につき | 1,270円 |
| | マイク (ワイヤレス・ヘッドセット型) | 1本1回につき | 1,270円 |
| | マイクスタンド (床上型) | 1本1回につき | 200円 |
| | マイクスタンド (ブーム型) | 1本1回につき | 200円 |
| | マイクスタンド (卓上型) | 1本1回につき | 200円 |
| | マイク (演台用) | 1本1回につき | 950円 |
| | 集音用マイク | 1本1回につき | 950円 |
| | 32chマルチリール・ボックス | 一式1回につき | 830円 |
| | 16chマルチリール・ボックス | 一式1回につき | 410円 |
| | 8chマルチリール・ボックス | 一式1回につき | 200円 |
| | ダイレクトボックス | 1台1回につき | 410円 |
| 映像機器 | 液晶プロジェクター (大型) | 1台1回につき | 10,470円 |
| | 液晶プロジェクター (リア型) | 1台1回につき | 3,140円 |
| | 液晶プロジェクター (中型) | 1台1回につき | 3,130円 |
| | 液晶プロジェクター (可搬型) | 1台1回につき | 1,910円 |
| | BD・DVDプレーヤー | 1台1回につき | 1,040円 |
| | BD・HDDレコーダー | 1台1回につき | 1,040円 |
| | ミニDVカメラレコーダー | 1台1回につき | 940円 |
| | シームレススイッチャー | 1台1回につき | 1,050円 |
| | 動画制作・Web配信用機器 (4Kビデオカメラ、360度カメラ、ライブプロダクションスイッチャー、ハブ、ケーブル類) | 一式1回につき | 1,890円 |
| 楽器類 | ピアノ (スタインウェイ) | 1台1回につき | 10,670円 |
| | ピアノ (ヤマハCFⅢ-S) | 1台1回につき | 5,550円 |
| | ピアノ (ヤマハS4) | 1台1回につき | 2,090円 |
| 移動用効果用照明 | スポットライト500ワット | 1台1回につき | 200円 |
| | スポットライト1キロワット | 1台1回につき | 310円 |
| | ETCソースフォー575ワット | 1台1回につき | 310円 |

| | | | |
|-----|-------------------------------|----------|--------|
| | LEDスポットライト | 1台1回につき | 310円 |
| | 1キロワットエフェクトスポットライト | 1台1回につき | 410円 |
| | ピンスポットライト（ハロゲン1キロワット） | 1台1回につき | 1,170円 |
| | ピンスポットライト（LED1キロワット相当） | 1台1回につき | 1,170円 |
| | ストリップライト100ワット、12灯用 | 1台1回につき | 310円 |
| | ストリップライト100ワット、6灯用 | 1台1回につき | 200円 |
| | 波マシン | 1台1回につき | 950円 |
| | ファイヤーエフェクトマシン | 1台1回につき | 950円 |
| | オーロラマシン | 1台1回につき | 950円 |
| | ストロボスコープ | 1台1回につき | 950円 |
| | ミラーボール（φ600） | 1台1回につき | 840円 |
| | ミラーボール（φ300、φ240×400） | 1台1回につき | 580円 |
| | ドライアイスマシン | 1台1回につき | 950円 |
| | スモークマシン | 1台1回につき | 950円 |
| その他 | スクリーン（60インチ、可搬型） | 1画1回につき | 410円 |
| | OHP・映写機用スクリーン | 1台1回につき | 410円 |
| | モバイルスクリーン | 1台1回につき | 410円 |
| | 賞状盆 | 1個1回につき | 100円 |
| | サインスタンド（A4横） | 1台1回につき | 100円 |
| | サインスタンド（A3横） | 1台1回につき | 100円 |
| | サインスタンド（有効面：W575H900） | 1台1回につき | 200円 |
| | ホワイトボード | 1台1回につき | 150円 |
| | PHS（館内専用） | 1台1回につき | 260円 |
| | インフォメーションカウンター | 1台1回につき | 1,040円 |
| | 高所作業台 | 1台1回につき | 1,040円 |
| | 液晶テレビ（52型） | 1台1回につき | 410円 |
| | パネル（W900H1800）（営利目的利用の場合に限る。） | 1枚1回につき | 100円 |
| | 折りたたみ椅子 | 1脚1回につき | 100円 |
| | 会議用テーブル（大） | 1台1回につき | 100円 |
| | 会議用テーブル（中） | 1台1回につき | 100円 |
| | 入浴設備 | 1室1回につき | 1,170円 |
| | アジャスターポール（2本8組） | 1組1回につき | 100円 |
| | 情報プラザレールライト | 1系統1回につき | 410円 |
| | 情報プラザ追加スポットライト | 1台1回につき | 100円 |

備考

- この表において「1回」とは、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）又は夜間（午後6時から午後10時まで）をそれぞれ1回として計算する。
- 見本市等で多目的ホールを利用する場合は5時間までの利用のときは1回、5時間を超える利用のときは当該5時間を超える利用時間については4時間ごとに1回として計算する。なお、それぞれ5時間又は4時間に満たないときは、それぞれ1回として計算する。

2 承認年月日等

- 承認年月日 令和6年3月28日
- 適用開始年月日 令和6年4月1日

鳥取県告示第284号

鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例（平成12年鳥取県条例第5号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立倉吉未来中心の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年鳥取県告示第622号（鳥取県立倉吉未来中心の利用料金について）は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料

ア 大ホール利用料

| 区分 | 入場料等の最高金額 | 午 前 | 午 後 | 夜 間 | 全 日 |
|----|------------------|----------------|------------------|-------------------------|-------------------------|
| | | 午前9時から 正午まで | 午後1時から 午後5時まで | 午後6時から 午後9時30分 まで | 午前9時から 午後9時30分 まで |
| 平日 | 1,000円以下 | 25,610円 | 51,220円 | 56,020円 | 122,220円 |
| | 1,001円以上3,000円以下 | 33,290円 | 66,590円 | 72,830円 | 158,890円 |
| | 3,001円以上5,000円以下 | 40,980円 | 81,860円 | 89,640円 | 195,570円 |
| | 5,001円以上 | 51,220円 | 102,450円 | 112,060円 | 244,470円 |
| 休日 | 1,000円以下 | 30,730円 | 61,470円 | 67,230円 | 146,670円 |
| | 1,001円以上3,000円以下 | 39,950円 | 79,910円 | 87,400円 | 190,670円 |
| | 3,001円以上5,000円以下 | 49,170円 | 98,350円 | 107,570円 | 234,680円 |
| | 5,001円以上 | 61,470円 | 122,940円 | 134,470円 | 293,360円 |

備考

- この表において「入場料等」とは、入場料、会費、受験料、参加料その他名称のいかんを問わず入場者から入場の対価として徴収されるもの及び施設を利用して行われる催し、会議等を映像、音声等により配信する場合において当該映像、音声等を視聴する者からその対価として徴収されるものをいう。
- この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- 午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の額の10分の9の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）を徴収する。
- 1階部分のみを利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の5分の3の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。
- 大ホールを4月又は5月の金曜日を除く平日に利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の5分の4の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。
- 鳥取県内の利用者が、文化芸術活動目的に限り、大ホール利用日前の2月以内の日に大ホール舞台上のみを練習利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の4分の1の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。

イ 小ホール利用料

| 区分 | 入場料等の最高金額 | 午 前 | 午 後 | 夜 間 | 全 日 |
|----|------------------|----------------|------------------|-------------------------|-------------------------|
| | | 午前9時から 正午まで | 午後1時から 午後5時まで | 午後6時から 午後9時30分 まで | 午前9時から 午後9時30分 まで |
| 平日 | 1,000円以下 | 5,120円 | 10,240円 | 11,200円 | 24,430円 |
| | 1,001円以上3,000円以下 | 6,650円 | 13,310円 | 14,560円 | 31,750円 |
| | 3,001円以上5,000円以下 | 8,190円 | 16,380円 | 17,920円 | 39,090円 |

| | | | | | |
|----|------------------|---------|---------|---------|---------|
| | 5,001円以上 | 10,240円 | 20,490円 | 22,400円 | 48,870円 |
| 休日 | 1,000円以下 | 6,130円 | 12,280円 | 13,440円 | 29,300円 |
| | 1,001円以上3,000円以下 | 7,980円 | 15,970円 | 17,460円 | 38,090円 |
| | 3,001円以上5,000円以下 | 9,820円 | 19,660円 | 21,500円 | 46,900円 |
| | 5,001円以上 | 12,280円 | 24,580円 | 26,880円 | 58,640円 |

備考

- この表において「入場料等」とは、入場料、会費、受験料、参加料その他名称のいかんを問わず入場者から入場の対価として徴収されるもの及び施設を利用して行われる催し、会議等を映像、音声等により配信する場合において当該映像、音声等を視聴する者からその対価として徴収されるものをいう。
- この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- 午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の額の10分の9の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）を徴収する。

ウ ホールを専ら練習又は準備のために利用する場合には、施設利用料を次のとおりとする。

| 区分 | 午 前 | 午 後 | 夜 間 | 全 日 |
|------|------------|--------------|-----------------|-----------------|
| | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後9時30分まで | 午前9時から午後9時30分まで |
| 大ホール | 12,800円 | 25,610円 | 28,000円 | 61,090円 |
| 小ホール | 2,560円 | 5,120円 | 5,600円 | 12,210円 |

エ 楽屋・楽屋事務室、スタッフルーム、リハーサル室及び練習室利用料

| 区分 | 午 前 | 午 後 | 夜 間 | 全 日 |
|---------|------------|--------------|-----------------|-----------------|
| | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後9時30分まで | 午前9時から午後9時30分まで |
| 第1楽屋 | 300円 | 610円 | 670円 | 1,450円 |
| 第2楽屋 | 290円 | 580円 | 640円 | 1,380円 |
| 第3楽屋 | 280円 | 560円 | 610円 | 1,330円 |
| 第4楽屋 | 560円 | 1,130円 | 1,230円 | 2,680円 |
| 第5楽屋 | 600円 | 1,210円 | 1,330円 | 2,880円 |
| 第6楽屋 | 590円 | 1,190円 | 1,290円 | 2,820円 |
| 第7楽屋 | 880円 | 1,760円 | 1,920円 | 4,190円 |
| 第8楽屋 | 220円 | 440円 | 480円 | 1,040円 |
| 第9楽屋 | 570円 | 1,160円 | 1,260円 | 2,750円 |
| 第10楽屋 | 570円 | 1,160円 | 1,260円 | 2,750円 |
| 楽屋事務室 | 220円 | 440円 | 480円 | 1,040円 |
| スタッフルーム | 320円 | 640円 | 700円 | 1,520円 |
| リハーサル室 | 2,100円 | 4,210円 | 4,590円 | 10,020円 |
| 練習室1 | 640円 | 1,300円 | 1,420円 | 3,090円 |
| 練習室2 | 1,210円 | 2,440円 | 2,660円 | 5,800円 |

オ セミナールーム利用料

| 区 分 | 午 前 | 午 後 | 夜 間 | 全 日 |
|----------|------------|--------------|-----------------|-----------------|
| | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後9時30分まで | 午前9時から午後9時30分まで |
| セミナールーム1 | 3,560円 | 4,750円 | 4,150円 | 12,460円 |

| | | | | | |
|-----------|-----------|--------|---------|--------|---------|
| セミナールーム 2 | | 1,940円 | 2,590円 | 2,270円 | 6,800円 |
| セミナールーム 3 | 全室 | 8,410円 | 11,220円 | 9,810円 | 29,440円 |
| | 2分の1室 (A) | 4,190円 | 5,580円 | 4,880円 | 14,650円 |
| | 2分の1室 (B) | 4,190円 | 5,580円 | 4,880円 | 14,650円 |
| セミナールーム 4 | | 1,610円 | 2,150円 | 1,880円 | 5,640円 |
| セミナールーム 5 | | 1,810円 | 2,420円 | 2,110円 | 6,340円 |
| セミナールーム 6 | | 1,610円 | 2,150円 | 1,880円 | 5,640円 |
| セミナールーム 7 | | 2,170円 | 2,900円 | 2,540円 | 7,610円 |
| セミナールーム 8 | | 2,530円 | 3,370円 | 2,950円 | 8,850円 |
| セミナールーム 9 | 全室 | 2,320円 | 3,090円 | 2,710円 | 8,120円 |
| | 8畳(A) | 950円 | 1,260円 | 1,100円 | 3,310円 |
| | 6畳(B) | 680円 | 910円 | 800円 | 2,390円 |
| | 6畳(C) | 680円 | 910円 | 800円 | 2,390円 |

カ アトリウム利用料

| 区 分 | 午 前 | 午 後 | 夜 間 | 全 日 |
|---------------------|------------|--------------|-----------------|-----------------|
| | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後9時30分まで | 午前9時から午後9時30分まで |
| アトリウム (50平方メートルにつき) | 330円 | 440円 | 380円 | 1,150円 |

キ 大ホール2階ホワイエ利用料

| 区 分 | 午 前 | 午 後 | 夜 間 | 全 日 |
|------|------------|--------------|-----------------|-----------------|
| | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後9時30分まで | 午前9時から午後9時30分まで |
| ホワイエ | 1,840円 | 2,460円 | 2,150円 | 6,450円 |

備考 利用範囲は2階ホワイエのみとする。

ク 団体事務局サロン利用料

| 区 分 | 利用料 |
|-------------------------|--------|
| 団体事務局サロン (1月1平方メートルにつき) | 1,390円 |

備考

- 1 利用期間が1月未満であるとき、又は利用期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 2 利用面積が1平方メートル未満であるとき、又は利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 3 利用料には、電気、水道及び清掃に係る料金を含まないものとし、別途定額を徴収する。

ケ 営利目的で利用できる施設とその施設利用料

| 区 分 | 午 前 | 午 後 | 夜 間 | 全 日 |
|------------|------------|--------------|-----------------|-----------------|
| | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後9時30分まで | 午前9時から午後9時30分まで |
| 小ホール (平土間) | 15,030円 | 30,060円 | 32,880円 | 71,730円 |
| リハーサル室 | 9,770円 | 13,020円 | 11,390円 | 34,180円 |
| セミナールーム 1 | 7,120円 | 9,500円 | 8,300円 | 24,920円 |
| セミナールーム 2 | 3,880円 | 5,180円 | 4,540円 | 13,600円 |

| | | | | | |
|---------------------|----------|---------|---------|---------|---------|
| セミナールーム3 | 全室 | 16,820円 | 22,440円 | 19,620円 | 58,880円 |
| | 2分の1室(A) | 8,380円 | 11,160円 | 9,760円 | 29,300円 |
| | 2分の1室(B) | 8,380円 | 11,160円 | 9,760円 | 29,300円 |
| セミナールーム4 | | 3,220円 | 4,300円 | 3,760円 | 11,280円 |
| セミナールーム5 | | 3,620円 | 4,840円 | 4,220円 | 12,680円 |
| セミナールーム6 | | 3,220円 | 4,300円 | 3,760円 | 11,280円 |
| セミナールーム7 | | 4,340円 | 5,800円 | 5,080円 | 15,220円 |
| セミナールーム8 | | 5,060円 | 6,740円 | 5,900円 | 17,700円 |
| セミナールーム9 | 全室 | 4,640円 | 6,180円 | 5,420円 | 16,240円 |
| | 8畳(A) | 1,900円 | 2,520円 | 2,200円 | 6,620円 |
| | 6畳(B) | 1,360円 | 1,820円 | 1,600円 | 4,780円 |
| | 6畳(C) | 1,360円 | 1,820円 | 1,600円 | 4,780円 |
| アトリウム (50平方メートルにつき) | | 1,650円 | 2,200円 | 1,900円 | 5,750円 |

コ 延長・時間外利用料

(ア) 大ホール（2階ホワイエの単独利用を除く。）、小ホール、楽屋・楽屋事務室、スタッフルーム、リハーサル室、練習室の延長・時間外利用料

| 区 分 | 利用料（1時間当たり） |
|--------------------------------|--------------------------------------|
| 午前8時から午前9時まで及び正午から午後1時まで | 午前の利用料÷3×1.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。） |
| 午後5時から午後6時まで | 午後の利用料÷4×1.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。） |
| 午前0時から午前8時まで及び午後9時30分から午後12時まで | 夜間の利用料÷3.5×1.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。） |

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 午前（午前9時から正午まで）から引き続き午後（午後1時から午後5時まで）において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料及び午後（午後1時から午後5時まで）から引き続き夜間（午後6時から午後9時30分まで）において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。
- 3 ホールを専ら練習又は準備のために利用する場合は、（1）ア及びイに定める利用料を午前の利用料、午後の利用料及び夜間の利用料とみなして、延長・時間外利用料を計算する。

(イ) セミナールーム、アトリウム、大ホール2階ホワイエの延長・時間外利用料

| 区 分 | 利用料（1時間当たり） |
|-------------------------|------------------------------------|
| 午前8時から午前9時まで | 午前の利用料÷3×1.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。） |
| 正午から午後1時まで | 午前の利用料÷3（10円未満の端数は切り捨てるものとする。） |
| 午後5時から午後6時まで | 午後の利用料÷4（10円未満の端数は切り捨てるものとする。） |
| 午前0時から午前8時まで及び午後9時30分から | 夜間の利用料÷3.5×1.2（10円未満の端数は切り |

| | |
|---------|------------|
| 午後12時まで | 捨てるものとする。) |
|---------|------------|

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 午前（午前9時から正午まで）から引き続き午後（午後1時から午後5時まで）において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料及び午後（午後1時から午後5時まで）から引き続き夜間（午後6時から午後9時30分まで）において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。

(2) 設備利用料

ア 大ホール

| 区 分 | | 利 用 料 | |
|--------------|----------------|-----------|---------|
| 種 別 | 設 備 名 | | |
| 舞台設備 | 小せり | 1基1回につき | 1,170円 |
| | 音響反射板 | 1基1回につき | 5,760円 |
| | オーケストラピット | 1基1回につき | 6,290円 |
| | 紗幕（白、グレー、黒） | 1枚1回につき | 1,170円 |
| | 紅白幕（天竺幕） | 1枚1回につき | 1,050円 |
| | 浅葱幕（天竺幕） | 1枚1回につき | 1,170円 |
| | 舞台所作台 | 1セット1回につき | 7,570円 |
| | 花道所作台（下手花道用） | 1セット1回につき | 1,810円 |
| | 松竹羽目 | 1セット1回につき | 2,660円 |
| | 毛せん | 1枚1回につき | 310円 |
| | 長座布団 | 1枚1回につき | 200円 |
| | 平台 | 1台1回につき | 200円 |
| | 上敷ござ | 1枚1回につき | 310円 |
| | 金屏風 | 1双1回につき | 1,590円 |
| | 地かすり（グレー、黒） | 1枚1回につき | 1,590円 |
| | 鳥屋囲（下手花道用） | 1セット1回につき | 1,050円 |
| | バレエ用シート | 1枚1回につき | 950円 |
| | 雪かご | 1台1回につき | 310円 |
| | 開き足 | 1脚1回につき | 100円 |
| | 演台（大） | 1卓1回につき | 630円 |
| 演台（小）（司会台兼用） | 1卓1回につき | 410円 | |
| 指揮者台 | 1台1回につき | 200円 | |
| 譜面台（指揮者用） | 1台1回につき | 100円 | |
| 譜面台（楽団員用） | 1台1回につき | 100円 | |
| 楽器 | ピアノ（スタインウェイ） | 1台1回につき | 10,670円 |
| | ピアノ（ベーゼンドルファー） | 1台1回につき | 10,670円 |
| | バスドラム | 1台1回につき | 620円 |
| | ティンパニー | 1セット1回につき | 3,140円 |
| | マリンバ | 1台1回につき | 1,150円 |
| 照明設備 | LEDローアホリゾンライト | 1セット1回につき | 1,380円 |
| | LEDボーダーライト | 1列1回につき | 1,170円 |
| | サスペンションスポットライト | 1列1回につき | 840円 |

| | | | |
|--------------------|------------------------|-----------|--------|
| | LED中アッパー水平ライト | 1セット1回につき | 1,700円 |
| | アッパー水平ライト | 1セット1回につき | 2,770円 |
| | 客席サスペンションスポットライト | 1列1回につき | 840円 |
| | トーマタルスポットライト | 1セット1回につき | 310円 |
| | フロントサイドスポットライト | 1列1回につき | 840円 |
| | 第1シーリングスポットライト | 1列1回につき | 1,380円 |
| | 第2シーリングスポットライト | 1列1回につき | 1,380円 |
| | 天井反射板ライト (90灯) | 1セット1回につき | 2,660円 |
| | ムービングライト | 1台1回につき | 1,590円 |
| | コンダクタースポットライト | 1台1回につき | 310円 |
| | クセノンピンスポットライト (3キロワット) | 1台1回につき | 2,660円 |
| | 調光操作卓 | 1セット1回につき | 3,720円 |
| 移動用効果器具・効果用照明器具 | フットライト | 1セット1回につき | 840円 |
| | 花道フットライト | 1セット1回につき | 410円 |
| | スポットライト (500ワット) | 1台1回につき | 200円 |
| | スポットライト (1キロワット) | 1台1回につき | 310円 |
| | LEDスポットライト | 1台1回につき | 310円 |
| | スポットライト (ソースフォー575ワット) | 1台1回につき | 310円 |
| | スポットライト (LEDソースフォー) | 1台1回につき | 310円 |
| | エフェクトスポットライト (1キロワット) | 1台1回につき | 410円 |
| | ミラーボール (240×400φ) | 1台1回につき | 580円 |
| | ミラーボール (600φ) | 1台1回につき | 840円 |
| | マルチストロボ (300ワット) | 1台1回につき | 950円 |
| | スモークマシン (ロスコ) | 1台1回につき | 950円 |
| | ドライアイスマシン | 1台1回につき | 950円 |
| | レインボーマシン | 1台1回につき | 950円 |
| | ファイアーエフェクトマシン | 1台1回につき | 950円 |
| | 波エフェクトマシン | 1台1回につき | 950円 |
| スモークマシン (ディフュージョン) | 1台1回につき | 950円 | |
| 音響設備器具 | 拡声装置 | 1セット1回につき | 3,720円 |
| | サブミキシングコンソール | 1台1回につき | 1,270円 |
| | カセットテープデッキ | 1台1回につき | 840円 |
| | CDプレーヤー | 1台1回につき | 1,050円 |
| | MDデッキ | 1台1回につき | 1,050円 |
| | MD/CDプレーヤー | 1台1回につき | 1,050円 |
| | マスターレコーダー | 1台1回につき | 1,050円 |
| | ソリッドステートレコーダー | 1台1回につき | 1,050円 |
| | ステージモニタースピーカー | 1台1回につき | 1,170円 |
| | 移動スピーカー | 1台1回につき | 1,170円 |
| | 三点吊りマイク装置 | 1セット1回につき | 1,050円 |
| | 三点吊りマイク (コンデンサ型) | 1本1回につき | 950円 |
| | マイク (コンデンサ型) | 1本1回につき | 950円 |
| | マイク (ダイナミック型) | 1本1回につき | 740円 |
| | マイク (ワイヤレス・ハンド型) | 1本1回につき | 1,170円 |

| | | | |
|------|--------------------------|-----------|--------|
| | マイク (ワイヤレス・タイピン型) | 1本1回につき | 1,270円 |
| | マイク (バウンダリー型) | 1本1回につき | 950円 |
| | マイク(グースネック型・マイクスタンドを含む。) | 1本1回につき | 950円 |
| | マイクスタンド (床上型) | 1本1回につき | 200円 |
| | マイクスタンド (ブーム型) | 1本1回につき | 200円 |
| | マイクスタンド (卓上型) | 1本1回につき | 200円 |
| | 舞台袖簡易操作卓 | 1セット1回につき | 1,270円 |
| 映像機器 | ビデオパソコンプロジェクター | 1台1回につき | 6,390円 |
| | DVDプレーヤー | 1台1回につき | 1,050円 |
| | スライドデッキ | 1台1回につき | 410円 |
| | 書画カメラ | 1台1回につき | 950円 |
| その他 | 舞台用テーブル | 1脚1回につき | 100円 |
| | 舞台用イス | 1脚1回につき | 100円 |
| | 演奏者用イス | 1脚1回につき | 100円 |
| | テレビ中継設備 | 1セット1回につき | 9,930円 |
| | 持込電気機器 | 1キロワットにつき | 200円 |
| | 給湯設備 | 1室1回につき | 1,170円 |

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。
- 2 移動して利用することができる備品については、支障のない範囲内で大ホール以外の施設でも利用できるものとする。

イ 小ホール

| 区 分 | | 利 用 料 | |
|------|------------------|-----------|--------|
| 種 別 | 設 備 名 | | |
| 舞台設備 | 音響反射板 | 1基1回につき | 3,660円 |
| | 平台 | 1台1回につき | 200円 |
| | 地かすり (黒) | 1枚1回につき | 1,590円 |
| | バレエ用シート | 1枚1回につき | 950円 |
| | 開き足 | 1脚1回につき | 100円 |
| | 演台 (大) | 1卓1回につき | 630円 |
| | 演台 (小) (司会台兼用) | 1卓1回につき | 410円 |
| | 指揮者台 | 1台1回につき | 200円 |
| | 譜面台 (指揮者用) | 1台1回につき | 100円 |
| | 譜面台 (楽団員用) | 1台1回につき | 100円 |
| | フォールディングステージ | 1台1回につき | 780円 |
| 楽器 | ピアノ (ヤマハNEWCFⅢS) | 1台1回につき | 7,820円 |
| 照明設備 | LEDローアール水平ライト | 1セット1回につき | 1,170円 |
| | LEDボーダーライト | 1列1回につき | 840円 |
| | サスペンションスポットライト | 1列1回につき | 410円 |
| | LEDアッパー水平ライト | 1セット1回につき | 1,590円 |
| | 客席サスペンションスポットライト | 1列1回につき | 410円 |
| | サイドギャラリースポットライト | 1セット1回につき | 410円 |
| | 天井反射板ライト (40灯) | 1セット1回につき | 700円 |

| | | | |
|----------|-------------------|----------------|---------|
| | LEDピンスポットライト | 1台1回につき | 1,590円 |
| | 調光操作卓 | 1セット1回につき | 3,720円 |
| 音響設備器具 | 拡声装置 | 1セット1回につき | 2,770円 |
| | カセットテープデッキ | 1台1回につき | 840円 |
| | CDプレーヤー | 1台1回につき | 1,050円 |
| | MDデッキ | 1台1回につき | 1,050円 |
| | MD/CDプレーヤー | 1台1回につき | 1,050円 |
| | マスターレコーダー | 1台1回につき | 1,050円 |
| | ソリッドステートレコーダー | 1台1回につき | 1,050円 |
| | ステージモニタースピーカー | 1台1回につき | 1,170円 |
| | 移動スピーカー | 1台1回につき | 1,170円 |
| | 三点吊りマイク装置 | 1セット1回につき | 1,050円 |
| | 三点吊りマイク (コンデンサ型) | 1本1回につき | 950円 |
| | マイク (コンデンサ型) | 1本1回につき | 950円 |
| | マイク (ダイナミック型) | 1本1回につき | 740円 |
| | マイク (ワイヤレス・ハンド型) | 1本1回につき | 1,170円 |
| | マイク (ワイヤレス・タイピン型) | 1本1回につき | 1,270円 |
| | マイクスタンド (床上型) | 1本1回につき | 200円 |
| | マイクスタンド (ブーム型) | 1本1回につき | 200円 |
| | マイクスタンド (卓上型) | 1本1回につき | 200円 |
| | 舞台袖簡易操作卓 | 1セット1回につき | 1,270円 |
| | 映像機器 | ビデオパソコンプロジェクター | 1台1回につき |
| DVDプレーヤー | | 1台1回につき | 1,050円 |
| 移動式スクリーン | | 1枚1回につき | 410円 |
| その他 | 舞台用テーブル | 1脚1回につき | 100円 |
| | 舞台用イス | 1脚1回につき | 100円 |
| | 持込電気機器 | 1キロワットにつき | 200円 |
| | 給湯設備 | 1室1回につき | 1,170円 |

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。
- 2 移動して利用することができる備品については、支障のない範囲内で小ホール以外の施設でも利用できるものとする。

ウ リハーサル室、練習室、セミナールーム及びアトリウム

| 区 分 | | 利 用 料 | |
|--------|-------------------|---------|--------|
| 施 設 | 設 備 名 | | |
| リハーサル室 | ピアノ (ヤマハC7L) | 1台1回につき | 1,460円 |
| | カセットテープデッキ | 1台1回につき | 840円 |
| | CDプレーヤー | 1台1回につき | 1,050円 |
| | MDデッキ | 1台1回につき | 1,050円 |
| | マイク (ダイナミック型) | 1本1回につき | 740円 |
| | マイク (ワイヤレス・ハンド型) | 1本1回につき | 940円 |
| | マイク (ワイヤレス・タイピン型) | 1本1回につき | 1,020円 |

| | | | |
|-------------------|-------------------|--------------|------------|
| | マイクスタンド (床上型) | 1 本 1 回につき | 200円 |
| | バレエ用シート | 1 枚 1 回につき | 630円 |
| | 拡声装置 | 1 台 1 回につき | 550円 |
| 練習室 1 | ピアノ (ヤマハ YU 5) | 1 台 1 回につき | 620円 |
| 練習室 2 | ピアノ (ヤマハ YU 5) | 1 台 1 回につき | 620円 |
| セミナールーム 1 | カセットテープデッキ | 1 台 1 回につき | 840円 |
| | CDプレーヤー | 1 台 1 回につき | 1,050円 |
| | MDデッキ | 1 台 1 回につき | 1,050円 |
| | マイク (ダイナミック型) | 1 本 1 回につき | 740円 |
| | マイク (ワイヤレス・ハンド型) | 1 本 1 回につき | 940円 |
| | マイク (ワイヤレス・タイピン型) | 1 本 1 回につき | 1,020円 |
| | マイクスタンド (床上型) | 1 本 1 回につき | 200円 |
| | 拡声装置 | 1 台 1 回につき | 550円 |
| | ビデオパソコンプロジェクター | 1 台 1 回につき | 1,910円 |
| | ブルーレイディスクプレーヤー | 1 台 1 回につき | 1,050円 |
| | マイクスタンド (卓上型) | 1 本 1 回につき | 200円 |
| | 書画カメラ | 1 台 1 回につき | 950円 |
| | ビデオデッキ (S-VHS) | 1 台 1 回につき | 410円 |
| | セミナールーム 3 | 金屏風 | 1 隻 1 回につき |
| カセットテープデッキ | | 1 台 1 回につき | 840円 |
| CDプレーヤー | | 1 台 1 回につき | 1,050円 |
| MDデッキ | | 1 台 1 回につき | 1,050円 |
| マイク (ダイナミック型) | | 1 本 1 回につき | 740円 |
| マイク (ワイヤレス・ハンド型) | | 1 本 1 回につき | 940円 |
| マイク (ワイヤレス・タイピン型) | | 1 本 1 回につき | 1,020円 |
| マイクスタンド (床上型) | | 1 本 1 回につき | 200円 |
| マイクスタンド (卓上型) | | 1 本 1 回につき | 200円 |
| ビデオパソコンプロジェクター | | 1 台 1 回につき | 1,910円 |
| ブルーレイディスクプレーヤー | | 1 台 1 回につき | 1,050円 |
| 書画カメラ | | 1 台 1 回につき | 950円 |
| ビデオデッキ (S-VHS) | | 1 台 1 回につき | 410円 |
| 同時通訳設備 | | 1 セット 1 回につき | 21,350円 |
| 拡声装置 | 1 台 1 回につき | 550円 | |
| セミナールーム 7 | カセットテープデッキ | 1 台 1 回につき | 840円 |
| | CDプレーヤー | 1 台 1 回につき | 1,050円 |
| | MDデッキ | 1 台 1 回につき | 1,050円 |
| | マイク (ダイナミック型) | 1 本 1 回につき | 740円 |
| | マイク (ワイヤレス・ハンド型) | 1 本 1 回につき | 940円 |
| | マイク (ワイヤレス・タイピン型) | 1 本 1 回につき | 1,020円 |
| | マイクスタンド (卓上型) | 1 本 1 回につき | 200円 |
| | ビデオパソコンプロジェクター | 1 台 1 回につき | 1,910円 |
| | ブルーレイディスクプレーヤー | 1 台 1 回につき | 1,050円 |

| | | | |
|--|----------------------------|-----------|--------|
| | 拡声装置 | 1台1回につき | 550円 |
| アトリウム | 簡易ステージ | 1台1回につき | 520円 |
| | 展示用パネル（営利を目的として利用する場合に限る。） | 1枚1回につき | 100円 |
| その他 | マイク（ダイナミック型） | 1本1回につき | 740円 |
| | マイク（ワイヤレス・ハンド型） | 1本1回につき | 940円 |
| | マイク（ワイヤレス・タイピン型） | 1本1回につき | 1,020円 |
| | マイクスタンド（床上型） | 1本1回につき | 200円 |
| | マイクスタンド（卓上型） | 1本1回につき | 200円 |
| | 拡声装置（ワイヤレスアンプ・マイク1本付） | 1台1回につき | 1,480円 |
| | ポータブルミキサー | 1台1回につき | 1,270円 |
| | ビデオパソコンプロジェクター | 1台1回につき | 1,910円 |
| | 移動式スクリーン | 1枚1回につき | 410円 |
| | ミニDVカメラレコーダー | 1台1回につき | 940円 |
| | 持込電気機器 | 1キロワットにつき | 200円 |
| | DVDプレーヤー | 1台1回につき | 1,050円 |
| | エレクトーン（ヤマハE L900m） | 1台1回につき | 830円 |
| | パイプオルガン（ヤマハPO-103P） | 1台1回につき | 830円 |
| | ホワイトボード | 1台1回につき | 150円 |
| | ブルーレイディスクプレーヤー | 1台1回につき | 1,050円 |
| | 液晶ディスプレイ（50型） | 1台1回につき | 410円 |
| | 非接触型検温器 | 1台1回につき | 150円 |
| 表面温度計測サーモグラフィハンディカメラ及び三脚 | 1台1回につき | 400円 | |
| 動画制作・Web配信用機器（4Kカメラ、360度カメラ、ライブプロダクションスイッチャー、ハブ・ケーブル類） | 1セット1回につき | 1,890円 | |

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。
- 2 移動して利用することができる備品については、利用に支障のない範囲内で設置している施設以外の施設でも利用できるものとする。
- 3 各施設に常設されているホワイトボードについては無料とする。

エ 大ホール2階ホワイエ

| 区 分 | | 利 用 料 |
|------------|---------|--------------|
| 施 設 | 設 備 名 | |
| 大ホール2階ホワイエ | ビュッフェ設備 | 1回につき 1,620円 |

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。
- 2 利用料には水道利用料を含むものとする。

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 令和6年3月28日
- (2) 適用開始年月日 令和6年4月1日

鳥取県告示第285号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 実施区域 | 実施期日 | 実施時間 | 実施場所 |
|------|--------------|---------------|----------------------------|
| 米子市 | 令和6年5月31日（金） | 午前11時から午後3時まで | 米子市淀江町淀江796 米子市淀江公民館 |
| 〃 | 令和6年6月4日（火） | 〃 | 米子市大篠津町1619-1 米子市大篠津公民館 |
| 〃 | 令和6年6月7日（金） | 〃 | 米子市蚊屋 291-1 米子市巖公民館 |
| 〃 | 令和6年6月11日（火） | 〃 | 米子市榎原1356-1 米子市尚徳公民館 |
| 〃 | 令和6年6月14日（金） | 〃 | 米子市和田町 1829-1 米子市和田公民館 |
| 〃 | 令和6年6月18日（火） | 〃 | 米子市富益町788 米子市富益公民館 |
| 〃 | 令和6年6月21日（金） | 〃 | 米子市彦名町 2850-2 米子市彦名公民館 |

鳥取県告示第286号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林の所在場所
鳥取市河原町北村字屋敷平927
- 2 指定の目的
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第287号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字大谷字清水1097の1、1103、1104の1、1104の2、字峯ヶ鳴990の2、2202の1（次の図に示す部分に限る。）、2202の2

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第288号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市上段字瀬戸谷373（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第289号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市杉野字高砂山271の6

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第290号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同令第1条による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第158条第1項の規定に基づき、農業試験場における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月23日

鳥取県農業試験場長 高 木 瑞 記 磨

1 委託の相手

鳥取いなば農業協同組合

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

鳥取県告示第291号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり東郷土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和6年4月23日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

| | | |
|-----|---------|------------------|
| 理 事 | 山 田 正 明 | 東伯郡湯梨浜町大字野方168 |
| 〃 | 前 田 秀 穂 | 東伯郡湯梨浜町大字門田345 |
| 〃 | 川 崎 吉 雄 | 東伯郡湯梨浜町大字方地567-1 |
| 〃 | 森 本 博 美 | 東伯郡湯梨浜町大字龍島465-3 |
| 〃 | 榎 本 浩 徳 | 東伯郡湯梨浜町大字方面183 |
| 〃 | 足 立 秀 幸 | 東伯郡湯梨浜町大字長和田632 |
| 監 事 | 土 海 政 信 | 東伯郡湯梨浜町大字埴見596-1 |
| 〃 | 金 涌 孝 則 | 東伯郡湯梨浜町大字別所327 |

令和6年4月5日退任

就任した役員の氏名及び住所

| | | |
|-----|---------|------------------|
| 理 事 | 山 田 正 明 | 東伯郡湯梨浜町大字野方168 |
| 〃 | 前 田 秀 穂 | 東伯郡湯梨浜町大字門田345 |
| 〃 | 川 崎 吉 雄 | 東伯郡湯梨浜町大字方地567-1 |
| 〃 | 森 輝 信 | 東伯郡湯梨浜町大字引地384 |
| 〃 | 榎 本 浩 徳 | 東伯郡湯梨浜町大字方面183 |
| 〃 | 足 立 秀 幸 | 東伯郡湯梨浜町大字長和田632 |
| 監 事 | 足 立 博 文 | 東伯郡湯梨浜町大字長和田601 |
| 〃 | 金 涌 孝 則 | 東伯郡湯梨浜町大字別所327 |

令和6年4月6日就任 任期4年

鳥取県告示第292号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同令第1条による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

イナバ自動車学校

学校法人東雲学園鳥取県東部自動車学校

株式会社日本海自動車学校

学校法人鳥取県自動車学校

日本交通株式会社鳥取県中央自動車学校
株式会社鳥取県倉吉自動車学校
学校法人柳心学園
学校法人米子西部自動車学校
学校法人山陰中央自動車学校

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第2号

鳥取県海面におけるすくい網漁業（集魚を目的とする照明設備及び動力式漁ろう装置を備えた船舶を使用するものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和6年4月23日

鳥取海区漁業調整委員会会長 板 倉 高 司

西伯郡内の阿弥陀川河口中央から正北の線（世界測地系 経度 東経133度27.65分。以下同じ。）以東の鳥取県海面において、令和6年5月1日から同年9月30日までの間にすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、承認の内容等は、次のとおりである。

1 承認の内容

(1) 承認を受けられる者

県内に住所を有する者にあつてはすくい網漁業に係る漁具を保有する者（以下「県内業者」という。）とし、県内に住所を有しない者にあつてはすくい網漁業の実績を有する者（以下「県外業者」という。）とする。

(2) 承認の対象となる船舶

総トン数10トン未満の漁船

(3) 操業区域

ア 県内業者にあつては、西伯郡大山町阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面

イ 県外業者にあつては、西伯郡大山町阿弥陀川河口中央から正北の線と西伯郡大山町御崎突端から正北の線（世界測地系 経度 東経133度35.42分）の間の鳥取県海面

(4) 承認を受けた者の操業の条件

ア 操業に際し、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けなければならない。

イ 操業中は、鳥取海区すくい網漁業操業承認事務取扱要領（令和6年4月23日付第202400012715号鳥取海区漁業調整委員会会長通知。以下「要領」という。）で定める標識を掲げなければならない。

ウ 共同漁業権に係る漁場の区域内で操業しようとする者は、当該共同漁業権を有する者の同意を得なければならない。

エ 他種漁業の操業を妨げてはならない。

オ 漁獲物は、本県の漁港に陸揚げしなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

カ 操業期間満了後速やかに、要領で定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

2 承認の取消し

この指示に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定による狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和6年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 受験対象者

鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、法第40条各号のいずれにも該当しないもの

2 実施期日等

| 実施期日 | 時間 | 場所 |
|--------------|-----------------|---|
| 令和6年6月30日（日） | 午前9時30分から午後5時まで | 倉吉会場（1回目） 倉吉市小田458 伯耆しあわせの郷大研修室ほか |
| 令和6年8月3日（土） | 〃 | 米子会場 米子市末広町294 米子コンベンションセンター第7会議室ほか |
| 令和6年9月1日（日） | 〃 | 鳥取会場 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎講堂ほか |
| 令和6年12月1日（日） | 〃 | 倉吉会場（2回目） 倉吉市小田458 伯耆しあわせの郷大研修室ほか |

なお、希望する試験日の会場が定員を超えた場合は、他の会場での受験となる場合がある。

3 試験科目

(1) 科目

ア 適性試験（視力、聴力及び運動能力）

イ 知識試験（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理に関する知識）

ウ 技能試験（猟具の取扱い、判別及び架設、距離の目測並びに鳥獣の判別）

(2) 時間

6時間30分

4 受験申込手続

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類等を添えて、7に定める担当課に郵送し、又は持参すること。

(1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書（申請前概ね3月以内に受診し、交付されたものに限る。）

(3) 84円切手1枚を貼り付けた長形3号の封筒で、その表面に受験者の住所及び氏名を記載したもの1枚（受験票返送用）

5 申込受付期間

令和6年5月13日（月）から会場ごとに次に掲げる期日までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

- (1) 倉吉会場（1回目） 令和6年6月12日（水）
- (2) 米子会場 令和6年7月17日（水）
- (3) 鳥取会場 令和6年8月14日（水）
- (4) 倉吉会場（2回目） 令和6年11月13日（水）

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

- (1) 網猟免許又はわな猟免許を取得するもの
 - ア 法第49条各号に掲げる者 2,800円
 - イ その他の者 4,300円
- (2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許を取得するもの
 - ア 法第49条各号に掲げる者 3,900円
 - イ その他の者 5,200円
- (3) 納付方法

(1)及び(2)に記載する金額を県が配布する納付書又は県庁本庁舎及び各総合事務所に設置される納付窓口により納付し、納付済証を狩猟免許申請書に添付して提出すること。

7 その他

詳細については、次の表の住所地の欄に掲げる住所地ごとにそれぞれに定める担当課に問い合わせること。

| 住所地 | 担当課 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|------------------|----------------------|----------|-------------|--------------|
| 鳥取市、岩美郡及び八頭郡 | 鳥取県生活環境部自然共生社会局自然共生課 | 680-8570 | 鳥取市東町一丁目220 | 0857-26-7872 |
| 倉吉市及び東伯郡 | 中部総合事務所環境建築局環境・循環推進課 | 682-0802 | 倉吉市東巖城町2 | 0858-23-3276 |
| 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡 | 西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課 | 683-0054 | 米子市糝町一丁目160 | 0859-31-9628 |

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項及び第4項の規定による狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

令和6年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの

2 適性試験の実施期日等

- (1) 次の表の住所地の欄に掲げる住所地ごとにそれぞれに定めるとおりとする。

| 住所地 | 実施期日 | 時間 | 場所 |
|---|--------------|--------------------------|------------------------------------|
| 鳥取市（平成16年10月31日における八頭郡河原町、用瀬町及び佐治村の区域に限る。）及び八頭郡 | 令和6年7月19日（金） | 午前10時から 午後3時30分 まで | 鳥取市河原町渡一木277-1 鳥取市立河原コミュニティセンター |
| 鳥取市（平成16年10月31日における岩美郡国府町及び福部村、気高郡気高町、鹿野町及び青谷町並びに鳥取市の区域に限る。）及び岩美郡 | 令和6年8月18日（日） | 午前10時から 午後3時30分 まで | 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎講堂ほか |

| | | | |
|--------------|--------------|-------------------------|-------------------------------------|
| 倉吉市及び東伯郡 | 令和6年7月25日（木） | 午前9時30分 から午後1時 まで | 倉吉市駄経寺町212-5 倉吉未来中心セミナールーム |
| 米子市、境港市及び西伯郡 | 令和6年7月21日（日） | 午前10時から 午後3時30分 | 米子市糺町1-160 鳥取県西部総合事務所講堂 |
| 日野郡 | 令和6年8月27日（火） | 午前10時30分 から正午まで | 日野郡日南町霞785 日南町総合文化センター多目的 ホール |

なお、該当する会場により難しい者については、8に定める担当課に申し出て承認が得られた場合は、他の会場において適性試験を受けることができる。

(2) (1)の会場で更新できなかった者については、次のとおりとする。

| 実施期日 | 時間 | 場所 |
|--------------|-----------------|-----------------------|
| 令和6年9月10日（火） | 午前10時から 正午まで | 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂 |

3 講習

別途配布する講習資料により自宅学習することをもって鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第61条第1項に規定する講習を受講したものとみなす。

4 適性試験

狩猟に関する適性を審査するため、次の事項につき適性試験を行う。

- (1) 視力
- (2) 聴力
- (3) 運動能力

5 申込手続

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類等を添えて、8に定める担当課に郵送し、又は持参すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書（申請前概ね3月以内に受診し、交付されたものに限る。）
- (3) 認定鳥獣捕獲等事業の従事者であつて、適性試験の免除を受けようとするものにあつては、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した適性確認書
- (4) 84円切手1枚を貼り付けた長形3号の封筒で、その表面に受験者の住所及び氏名を記載したもの1枚（受験票返送用。郵送により申請する者のみ。）

6 申込受付期間

令和6年5月20日（月）から次に掲げる会場ごとにそれぞれに定める期日までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

- (1) 鳥取市立河原コミュニティセンター 令和6年7月8日（月）
- (2) 鳥取県東部庁舎講堂ほか 令和6年8月5日（月）
- (3) 倉吉未来中心セミナールーム 令和6年7月17日（水）
- (4) 鳥取県西部総合事務所講堂 令和6年7月10日（水）
- (5) 日南町総合文化センター多目的ホール 令和6年8月16日（金）
- (6) 鳥取県庁講堂 令和6年9月2日（月）

7 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

- (1) 狩猟免許更新手数料 2,900円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額を県が配布する納付書又は県庁本庁舎及び各総合事務所に設置される納付窓口により納付し、納付済証を狩猟免許申請書に添付して提出すること。

8 その他

詳細については、次の表の住所地の欄に掲げる住所地ごとにそれぞれに定める担当課に問い合わせること。

| 住所地 | 担当課 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|------------------|----------------------|----------|-------------|--------------|
| 鳥取市、岩美郡及び八頭郡 | 鳥取県生活環境部自然共生社会局自然共生課 | 680-8570 | 鳥取市東町一丁目220 | 0857-26-7872 |
| 倉吉市及び東伯郡 | 中部総合事務所環境建築局環境・循環推進課 | 682-0802 | 倉吉市東巖城町2 | 0858-23-3276 |
| 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡 | 西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課 | 683-0054 | 米子市糺町一丁目160 | 0859-31-9628 |

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和6年4月23日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 講習の種別及び受講対象者
経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

| 種別 | 区分 | 日 時 | 場 所 | 受 講 対 象 者 |
|-------|----|-------------------------------------|-------------------------|---------------------------|
| 経験者講習 | | 令和6年5月18日 午後1時30分から 午後4時30分まで | 倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署 | 浜村、倉吉及び琴浦大山の各警察署の管内に居住する者 |

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第28条の2第1項の規定により、猟銃安全指導委員を次のと

おり委嘱した。

令和6年4月23日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 猟銃安全指導委員の氏名及び活動区域

| 氏 名 | 活 動 区 域 |
|-------|---------------|
| 北浦 壽廣 | 鳥取警察署の管轄区域内 |
| 林田 英雄 | |
| 田中 晋 | |
| 田中由紀雄 | 郡家警察署の管轄区域内 |
| 山本 清 | |
| 安木 均 | 智頭警察署の管轄区域内 |
| 芦谷 茂樹 | |
| 秋田 典昭 | 浜村警察署の管轄区域内 |
| 林原 一紀 | 倉吉警察署の管轄区域内 |
| 徳山 幸一 | |
| 門脇 正人 | 琴浦大山警察署の管轄区域内 |
| 提嶋 勇治 | |
| 柴垣 信司 | 米子警察署の管轄区域内 |
| 岩崎 寿義 | |
| 岩崎 裕司 | |
| 池淵 広志 | 境港警察署の管轄区域内 |
| 矢田貝繁明 | 黒坂警察署の管轄区域内 |
| 白石 賢一 | |

2 猟銃安全指導委員の連絡先

猟銃安全指導委員の活動区域を管轄する警察署に問い合わせること。

| 警察署 | 電話番号 |
|---------|--------------|
| 鳥取警察署 | 0857-32-0110 |
| 郡家警察署 | 0858-72-0110 |
| 智頭警察署 | 0858-75-0110 |
| 浜村警察署 | 0857-82-0110 |
| 倉吉警察署 | 0858-26-7110 |
| 琴浦大山警察署 | 0858-49-8110 |
| 米子警察署 | 0859-33-0110 |
| 境港警察署 | 0859-44-0110 |
| 黒坂警察署 | 0859-74-0110 |

3 猟銃安全指導委員の任期

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで